

令和 3 年度事業概要

子ども家庭支援センター 教育支援課

<令和 2 年度事業報告>



立川市
立川市教育委員会

令和3年度事業概要

子ども家庭支援センター&教育支援課

<令和2年度事業報告>

2課の組織と職員体制（令和3年4月1日現在）	3
『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』	4
子ども家庭支援センター編	6
I. 子ども家庭支援センターの概要	
(1) 所管業務	7
(2) 子ども家庭支援センター沿革	7
(3) 事業予算	9
II. 令和2年度の活動実績	
II-1. 子育て支援啓発事業	
(1) 子育て情報の提供	10
(2) 子育て講座	10
(3) ブックスタート事業	11
(4) 子育て支援団体等との共催事業	12
(5) おしゃべり会の開催	12
(6) 子ども総合相談受付	13
II-2. 子ども家庭総合相談事業	
(1) 子ども家庭相談	14
(2) MCG (Mother and Child Group)	15
(3) 子どもショートステイ事業	15
(4) 育児支援ヘルパー事業	16
(5) ファミリーフレンド事業	16
(6) 子ども支援ネットワーク	17
(7) 養育支援訪問事業	17
II-3. ファミリー・サポート・センター事業	
(1) 会員登録人数	18
(2) 依頼件数及び活動件数	18
(3) 事業説明会	18
(4) 援助会員養成講習会	19
(5) 依頼会員の新規入会人数	19
(6) 活動状況	19
(7) フォロー研修	20
(8) 会報「子育てenjoy」、「輝くenjoy」の発行	20
(9) 感謝状贈呈式	20
II-4. 総合発達相談事業	
(1) 相談事業	21
(2) 発達支援親子グループ事業	22

Ⅱ－５．ドリーム学園（心身障害児通園施設）	
(1) 療育の特色	2 3
(2) 一日の療育プログラムの例	2 4
(3) 季節の行事など	2 4
(4) その他	2 5

教育委員会教育部 教育支援課編	2 6
------------------------	-----

Ⅲ．教育支援課の概要	
(1) 所管業務	2 7
(2) 教育支援課沿革	2 7
(3) 事業予算	2 9

Ⅳ．令和２年度の活動実績

Ⅳ－１．教育相談	
(1) 相談の進め方（来室相談の場合）	3 0
(2) 数字で見る教育相談	3 2
(3) 小・中学校への巡回相談	3 6
(4) 研修や講演会の開催	3 9
(5) 関係機関との連携	4 0

Ⅳ－２．就学相談・転学相談	
(1) 相談の進め方（就学相談の場合）	4 1
(2) 数字で見る就学相談・転学相談	4 2
(3) 就学支援シート	4 4

Ⅳ－３．特別支援教育の推進	
(1) 立川市の特別支援学級	4 6
(2) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談	4 8
(3) 中学校特別支援教室プラスの整備	4 9
(4) 通常の学級介助員事業	5 0
(5) 介助員等の研修や専門性向上の取り組み	5 0
(6) ことばの巡回相談事業	5 3
(7) 特別支援教育連絡会の開催	5 3
(8) 特別支援教育講演会の開催	5 3

Ⅳ－４．その他の活動	
(1) 特別支援教育就学奨励費の支給	5 4
(2) 自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の新設	5 4

施設編（立川市子ども未来センター）	5 6
--------------------------	-----

立川市子ども未来センター施設概要	5 7
◆立川市子ども未来センターの子育て支援機能	6 4
◆子ども未来センター１階 子育て支援ゾーンのご案内	6 5

2 課の組織と職員体制

(令和3年4月1日現在)

子ども家庭部 子ども家庭支援センター

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども 未来 センター	子ども家庭支援センター長	1				
	子ども家庭支援センター係		1	1	1	4
	子ども家庭支援ワーカー		1			
	地域活動ワーカー			1		
	ファミサポ・アドバイザー					3
	総合相談受付				1	1
	子ども家庭相談係		1	3	1	8
	子ども家庭支援ワーカー			2	1	3
	虐待対策ワーカー		1	1		3
	虐待対策コーディネーター					1
	ひとり親見守り支援					1
	発達支援係		1	3		7
	保健師		1			
	保育士			3		1
	発達相談員					5
	事務職					1
	子育て・健康複合施設整備担任		1			
ドリーム学園		1	10		4	
保育士		1	8		2	
看護師			2			
療育補助					2	
小計	48名	1	5	17	2	23

教育委員会事務局 教育部 教育支援課

		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
子ども 未来 センター	教育支援課長	1				
	管理係		1			1
	就学相談係		1	1		8(1)
	事務職		1	1		
	就学相談員(心理職)					4(1)
	教育支援相談員(教育職)					4
	教育相談係		1			9(2)
事務職		1				
教育相談員(心理職)					9(2)	
小計	23名	1	3	1		18(3)
(本庁) 指導課兼務	統括指導主事	1				

子ども未来センター配置人数		管理職	係長	係員	再任用	会計年度 任用職員
合計	57名	2	7	9	2	37(3)

() 内は主任相談員で内数。

『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』

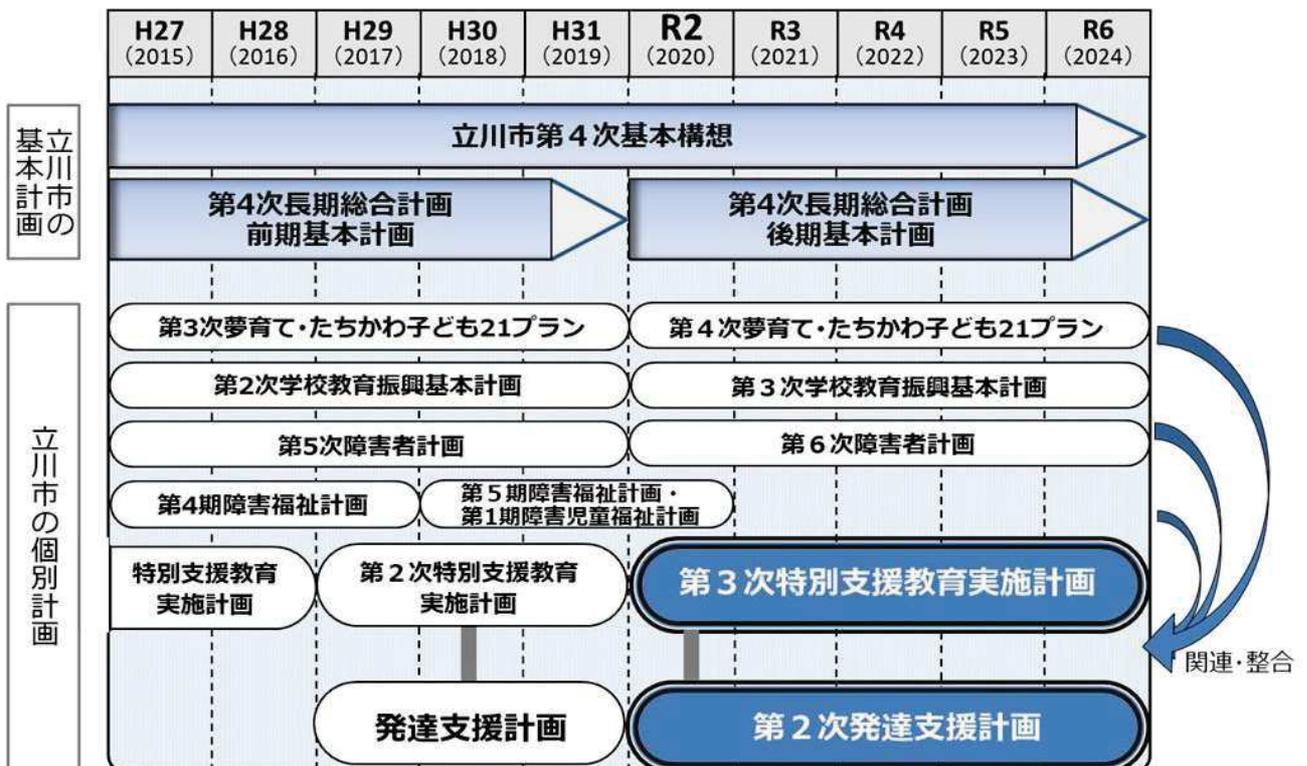
●2課連携による「途切れ・すき間のない支援体制の強化」

平成27年に、本市が策定した最上位計画である『第4次長期総合計画前期基本計画』及び子どもに関する総合計画である『第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン』では、配慮を必要とする子どもや家庭に対する支援を施策目標に掲げており、その具体的取り組みの一つとして、本市初となる『発達支援計画』（子ども家庭支援センター所管）を平成29年に策定しました。また、本市の学校教育の基本となる『第2次学校教育振興基本計画』の基本施策「一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援」のための取組を示す『特別支援教育実施計画』（教育支援課所管）の第2次計画を策定しました。本市が目指す途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化と、より早期に支援につなげる仕組みを確立するため、この2つの計画を密接に関連する計画として位置づけました。

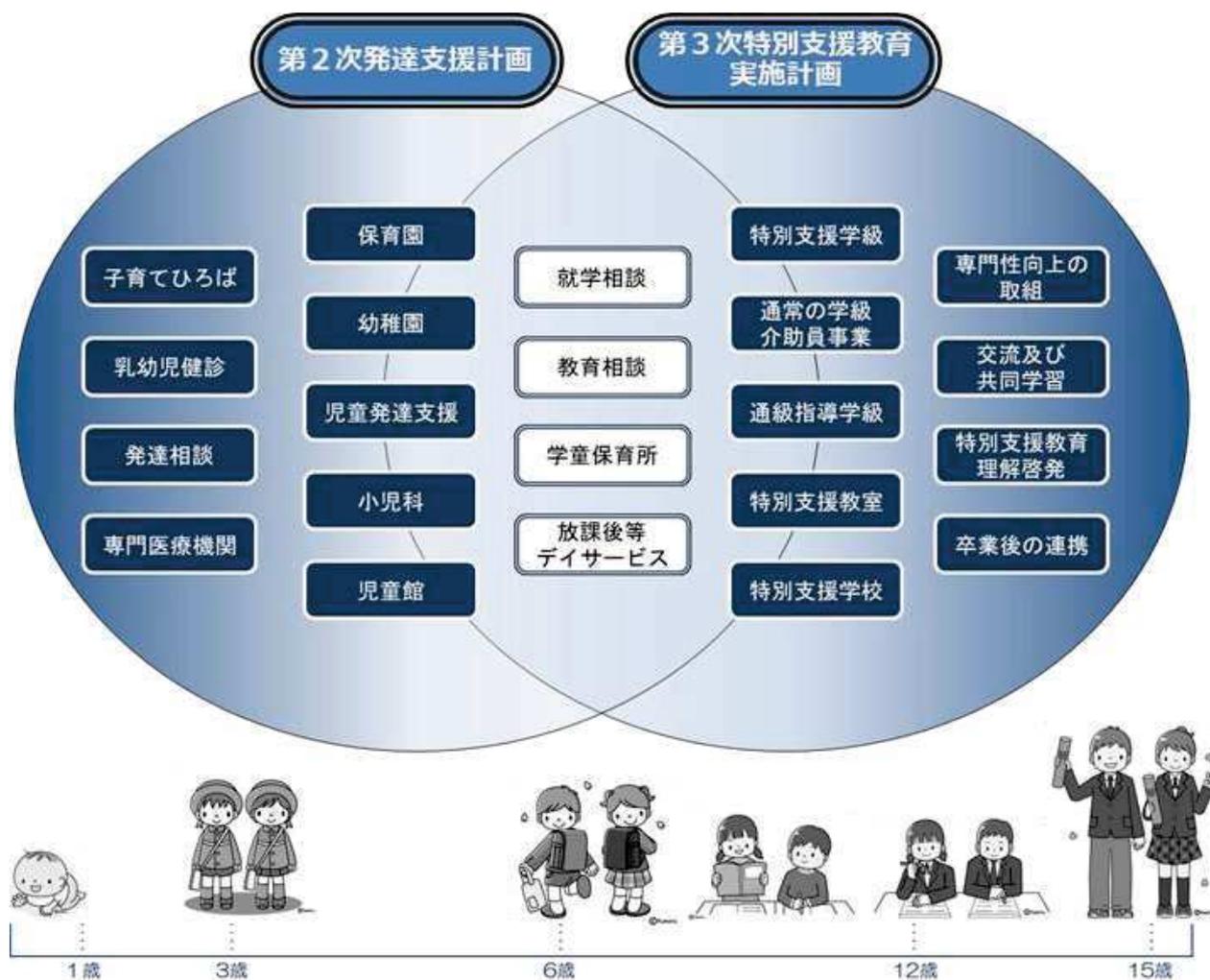
平成31年度は、これら2つの計画の次期計画を策定する年度であると同時に、本市の最上位計画である『立川市第4次長期総合計画後期基本計画』や『第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン』、『第3次学校教育振興基本計画』の策定年度と重なったことから、これまで3年だった計画期間を上位計画に合わせて5年としました。策定にあたっては、上位計画の方向性を受けつつ、2つの計画の策定検討の進捗過程について情報共有を行い、整合を図りながら検討を進め、令和2年6月に計画を策定しました。

令和2年度から、『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』に基づき、途切れ・すき間のない支援体制の強化に向けた取組を、2課連携して進めています。

計画の位置付けと計画期間



『第2次発達支援計画』と『第3次特別支援教育実施計画』の所管範囲



就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談などの取組については、「第2次発達支援計画」に沿って進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、「第3次特別支援教育実施計画」に沿って進めます。

いずれの計画も、立川市子ども未来センターや図書館にて閲覧ができます。また、市ホームページでもご覧いただけます。

子ども家庭支援センター編



I. 子ども家庭支援センターの概要

(1) 所管業務

子ども家庭支援センターの所管業務は、「立川市組織規則」(昭和49年4月1日規則第9号)の中で規定されています。

●子ども家庭支援センター

*子ども家庭支援センター係

- (1) 子ども家庭支援センターの文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (2) 子ども家庭支援センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 子ども家庭支援センターの管理運営に関すること。
- (4) ファミリー・サポート・センターの管理運営に関すること。
- (5) 子育て支援の啓発に関すること。
- (6) 子育て及び子育て支援に係る地域のネットワークづくりに関すること。
- (7) ブックスタート事業に関すること。
- (8) 支援を必要とする子育て家庭のグループ活動に関すること。
- (9) 子ども家庭支援センター内他の係に属しないこと。

*子ども家庭相談係

- (1) 子ども家庭相談全般に関すること。
- (2) 児童虐待防止に関すること。
- (3) 子ども支援ネットワークに関すること。
- (4) 子どもショートステイ事業の調整及び運営に関すること。
- (5) 育児支援ヘルパーに関すること。
- (6) 養育支援訪問事業に関すること。

*発達支援係

- (1) 発達支援が必要な乳幼児の保護者に対する助言及び指導に関すること。
- (2) 発達支援に関わる機関の職員に対する助言及び指導に関すること。
- (3) 発達支援が必要な乳幼児及び保護者を対象とした発達支援親子グループ事業に関すること。
- (4) 心身障害児通園施設に係る物品の整備、委託等に関すること。

*子育て・健康複合施設整備担任

- (1) 子育て・健康複合施設の整備に関すること。

*ドリーム学園

- (1) 心身の発達に遅れをもった児童の療育訓練に関すること。
- (2) ドリーム学園入所児童の保護者に対する相談、助言及び家族支援に関すること。
- (3) ドリーム学園の施設の管理に関すること。

(2) 子ども家庭支援センター沿革

●子ども家庭支援センター

- | | |
|--------|--|
| 平成7年度 | 東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。 |
| 平成12年度 | 平成10年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン(立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、平成12年4月、女性総合センターアイム1階に、立川市子ども家庭支援センター“ほほえみ”を開設。 |

平成 16 年度	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
平成 17 年度	上記の改正（児童福祉法第 10 条第 4 項）を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務が付加され、これに対応する職員体制となった。
平成 18 年度	子ども家庭支援センターの係が 2 つとなり、子ども家庭支援センター係は子育て支援の啓発事業を、子ども家庭相談係（平成 17 年度までは児童相談係）は主に相談業務を担当。
平成 19 年度	施設改修工事を行い、専用相談室（2 室）を確保。さらに「ほほえみ子育てひろば」を開設。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	組織改正により、4 月より、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置した。 10 月より、健康推進課との共管事業として、こんにちは赤ちゃん事業を開始。 12 月 25 日、総合的子育て支援拠点として子ども未来センター内に移転し、子ども総合相談受付を設置した。
平成 25 年度	こんにちは赤ちゃん事業は 3 月末をもって健康推進課単独事業となった。
平成 26 年度	6 月より、市内保育園・幼稚園に通う年中児の保護者を対象に 5 歳児相談を開始。
平成 27 年度	組織改正に伴い、4 月より、保育課で所管していたドリーム学園を子ども家庭支援センターに移管した。
平成 28 年度	立川市発達支援計画を策定。 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めることとされた。
平成 29 年度	市区町村子ども家庭支援拠点として位置付けた。
平成 30 年度	立川病院カルテ保管庫跡地に整備した駐車場と管理棟の供用開始。
令和 2 年度	立川市第 2 次発達支援計画を策定

●ファミリー・サポート・センター 【根拠法：児童福祉法第 21 条の 9 第 1 号】

平成 6 年度	国（当時：労働省）の「仕事と育児両立支援」事業として制度化。
平成 12 年度	6 月、女性総合センター・アイム 1 階の子ども家庭支援センター内に設置。 9 月より援助活動を開始する。
平成 13 年度	労働省が厚生労働省となり、「仕事と家庭両立支援事業」となる。
平成 15 年度	国の次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）や少子化社会対策基本法（同年法律第 133 号）などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
平成 22 年度	5 月に立川市錦町 4-1-19（立川市簡易裁判所跡施設）に移転。
平成 24 年度	12 月 25 日、子ども未来センター内に移転。

(3) 事業予算

事業名	主な実施内容	R3 予算 (千円)	R2 予算 (千円)
子育て支援啓発事業	乳幼児の保護者の孤立を防ぎ、子育て力の向上を目指すため、子育て応援ブック Hi ちーずの発行やブックスタート事業、対象者別おしゃべり会、子育て講座の開催などを通して、子育て中の保護者に情報の提供や意識啓発を行う。	2,717	2,359
子ども家庭総合相談事業	子育て家庭からの相談や、児童虐待通告への対応や児童虐待の未然防止・早期発見、要支援家庭の支援、虐待傾向の親のグループワーク、子ども支援ネットワークの調整等に取り組む。	3,473	5,331
子どもショートステイ事業	保護者が入院や仕事などにより一時的に児童を養育できなくなったとき、1日3人まで、1回につき6泊まで市内の児童養護施設で児童を預かり、宿泊、食事の提供、通園・通学の送迎を行う。	10,197	8,738
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いができる人が相互に登録して、保育園などの送り迎えやその前後の一時預かりなどを行い、1時間あたり700円の謝礼金を支払う。会員の登録、養成、活動のコーディネートを行う。	1,314	1,288
育児支援ヘルパー事業	出産予定日1ヶ月前から出産後子どもが1歳までの妊産婦等に対し、訪問による育児・家事等の支援を行い、健やかな出産及び安定した養育を可能とするとともに、児童虐待を未然に防止する。1回2時間、乳児1人につき4回までヘルパー派遣、1回500円の自己負担（免除制度あり）。	3,879	1,294
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、専門的相談支援や育児家事援助を行うことにより、適切な養育の実施を確保し、児童虐待を防止する。	504	505
総合発達相談事業	発達に支援や配慮が必要な児童とその保護者に対して相談支援を行う。5歳児相談、巡回保育相談、発達支援親子グループ、発達相談を実施するとともに、保護者の育児不安の軽減や心理的な支援を行う。また、発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業を実施する。	10,469	11,606
立川病院カルテ保管庫跡地暫定利用事業	平成29年度に整備した駐車場とその管理棟を活用して、子ども未来センターにおける各種相談（発達相談、就学相談、教育相談）の来場者等への利便性の向上を図る。	5,083	4,864
ひとり親家庭等見守り支援事業	ひとり親家庭のうち子どもが保育園や幼稚園の利用がないなど、孤立傾向にある家庭の見守りを行う。該当する家庭について住民基本台帳をもとに抽出し、関係課による絞込みを行い、関係課職員によって家庭訪問を行う。	31	31
子育て・健康複合施設整備事業	立川市前期施設整備計画に基づき、途切れのない安心した子育てを支える拠点、健康な生活を維持増進していく基幹施設として複合施設を整備する。	30,000	—
心身障害児通園施設管理運営（※）	ドリーム学園で心身の発達に支援や配慮が必要な2歳から就学前の子ども（定員25人）を対象に総合的な療育を行うほか、保護者同士が集う場を設定し学習会や情報交換の場を提供する。また、幼稚園や保育園に通う子どものうち、療育的な支援が必要な子どもへの並行通園を行う。	18,374	38,042
子ども家庭支援センター予算		85,945	74,058
立川市児童福祉費予算（※印は除く）		13,968,134	14,476,571

Ⅱ. 令和2年度の活動実績

Ⅱ-1. 子育て支援啓発事業

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近に育児を見聞きする経験が少なく出産する保護者の多くは、昔なら親族や地域の子育て経験者に頼ることで解決できた「日常生活での子育てに関するしつけや常識」について悩み、子育てに負担感を感じます。インターネットには多様な情報があふれ、何を頼りに育児をしていいのか……。そんな子育ての負担感と孤立感を軽減するため、子育ての相談に応じ、地域の子育て支援情報の提供や保護者同士の交流を促進する取り組みを行っています。

(1) 子育て情報の提供

- ①『子育て応援ブック ^{はい}Hi ちーず』の発行
令和3年2月 13,000部 (A4判・84頁)
- ②子ども家庭支援センター・パンフレット
4,000部 (A4判・三つ折)
- ③子育て情報紙『ほほえみ』
9,000部 (年3回/指定管理者による発行。うち1回はWEB版で発行)
- ④子育て支援情報局「いれたち・ねっと」の運営支援



(2) 子育て講座

『完璧な親なんていない！ノーバディーズ・パーフェクト』

「ノーバディーズ・パーフェクト (NP)」とは、カナダ生まれの親支援プログラムです。1歳から3歳の子どもを子育て中の母親同士がグループになり、子育ての悩みや関心のあつたことを話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学びます。

開催時期	講師	延べ参加人数	延べ保育数	会場
※新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度中止				

『ペアレントプログラム』

「ペアレントプログラム」とは、行動療法の一つである「ペアレントトレーニング」と、厚生労働省推進の「ペアレント・プログラム」をもとに生まれたプログラムです。子どもの行動への見方を変えることで、家族とより良いコミュニケーションがとれるようロールプレイなどを通して学びました。

開催時期	講師	延べ参加人数	延べ保育数	会場
R2. 9/10~R3. 3/9 (全7回)	キラリっ子ファミリー カフェ 代表 中村ひとみ 氏	45人 (実定員9人)	0人	砂川学習館

(3) ブックスタート事業

「ブックスタート」は、赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい時間と心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。立川市では、平成19年8月より、3～4か月児健康診査の会場で、市民ボランティアの方が絵本セットをお渡しするとともに、絵本の読み聞かせと、市の子育て支援情報をお伝えしています。

①事業実績

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
実施回数	24回	24回	24回	22回	10回
健診予定者数(a)	1,452人	1,448人	1,503人	1,334人	1,322人
配布数	1,413人	1,430人	1,450人	1,271人	1,228人

②ブックスタートボランティアフォロー研修

実施日	講師	内容	参加人数
R2.12/2(水)	なし	ブックスタートボランティア交流会	3人

(4) 子育て支援団体等との共催事業

*参加人数の()内は子どもの人数

実施日	事業名	共催者	参加人数	会場
R2.11/15(日)	いれたち交流会「わ！わ！わ！ たちかわ」	子育て・いれかわり たちかわり実行委員 会	17団体	ZOOM開催
R2.11/25(水)	赤ちゃんと一緒にレッツ、フラ！		8(9)	子ども未来 センター
R3.2.17(水)	いれたちファミリーコンサート		349回 (視聴数)	動画配信

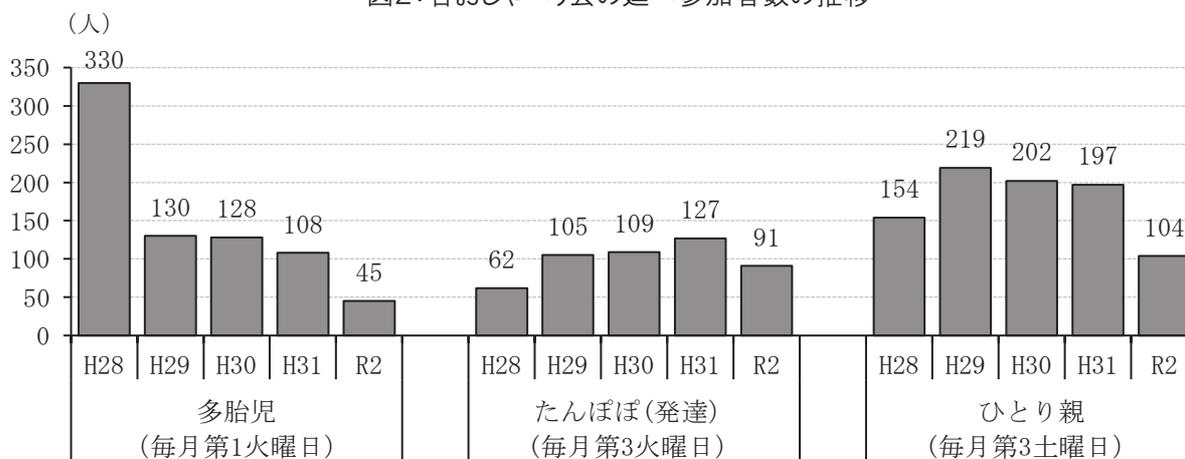
(5) おしゃべり会の開催

*表中の上段は実施回数。下段は延べ参加組数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	
多胎児 (毎月第1火曜日)	14 117	12 52	12 44	11 45	7 18	H24.8～
たんぽぽ(発達) (毎月第3火曜日)	12 50	12 87	12 101	11 108	8 87	H25.4～
ひとり親 (毎月第3土曜日)	12 96	12 126	12 120	11 107	9 62	H25.5～

※多胎児おしゃべり会は、平成27年度より、地域学習館でも開催しています。

図2: 各おしゃべり会の延べ参加者数の推移



◆啓発講座の開催

実施日	講座名	関連おしゃべり会	参加人数	保育数
R2.6/27 (土)	発達に不安を抱える子の保護者支援講座 ～発達障害の子どもとかわるコツ～	たんぽぽ (発達)	29人	4人(別室)
R2.10/14 (水)	-先輩お母さんに聞くおしゃべり会- 発達に不安を抱える子どもたちの小学校入学と入学後の放課後活動等について	たんぽぽ (発達)	4人	保育なし

(6) 子ども総合相談受付

子ども自身からの相談を受けるとともに、保護者の方が、子どものことで、どこに相談してよいかわからない場合にお問い合わせいただく窓口です。専門の担当者が電話か窓口にてご相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うほか、必要な場合には、発達相談や教育相談などの専門の相談窓口につなぎます。

図3:相談件数の推移

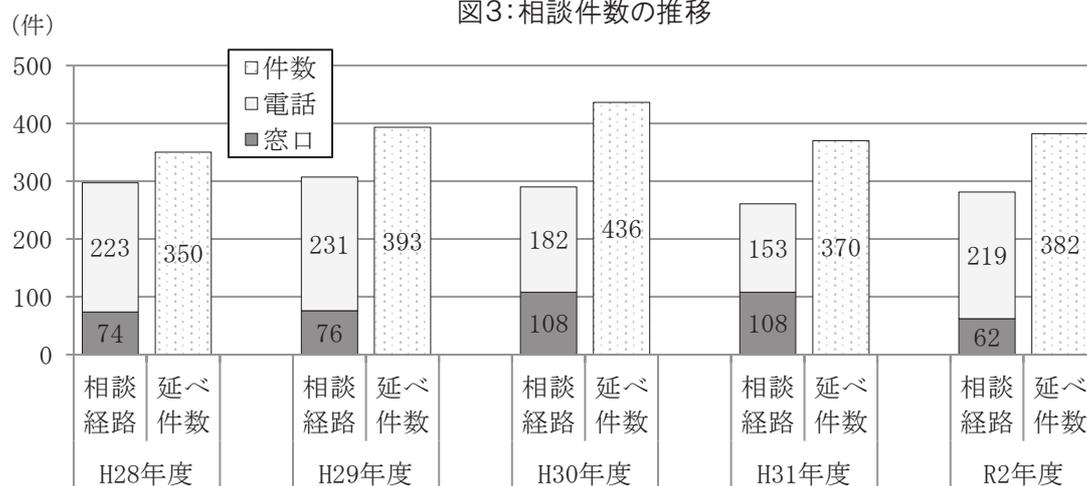
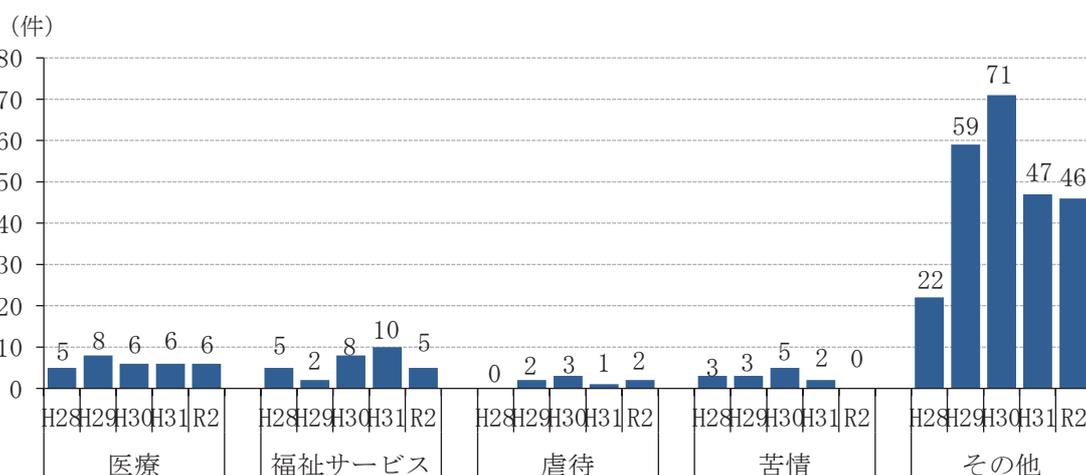
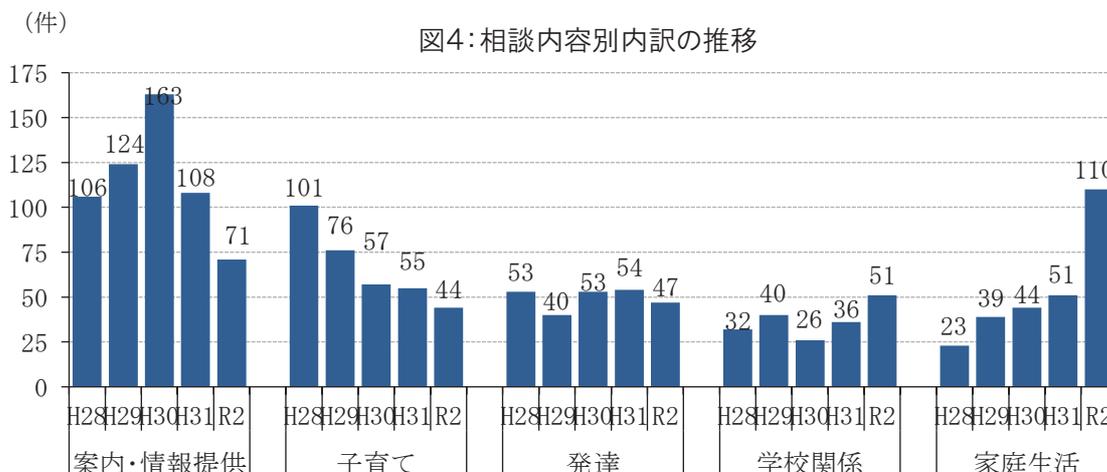


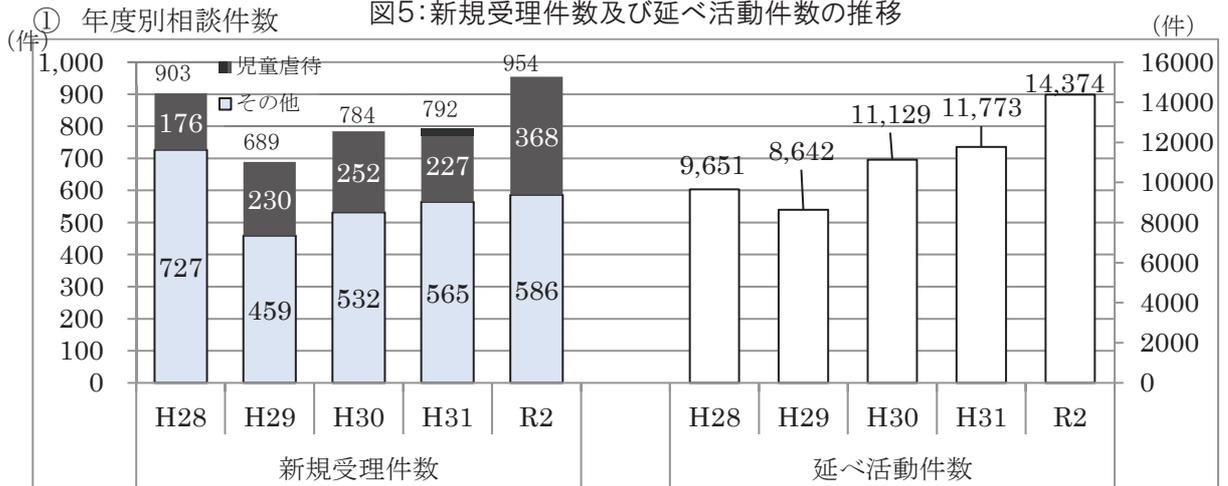
図4:相談内容別内訳の推移



Ⅱ-2. 子ども家庭総合相談事業

子どものことや家庭での悩みについて、専門の職員が電話や窓口での相談のほか、必要に応じて家庭を訪問して対応しています。また、関係機関や市民からの児童虐待通告があった場合には、子どもの安全を第一に考えて現認を行うとともに、保護者への助言や子育てに対する悩みに寄り添い、必要な支援につなげます。

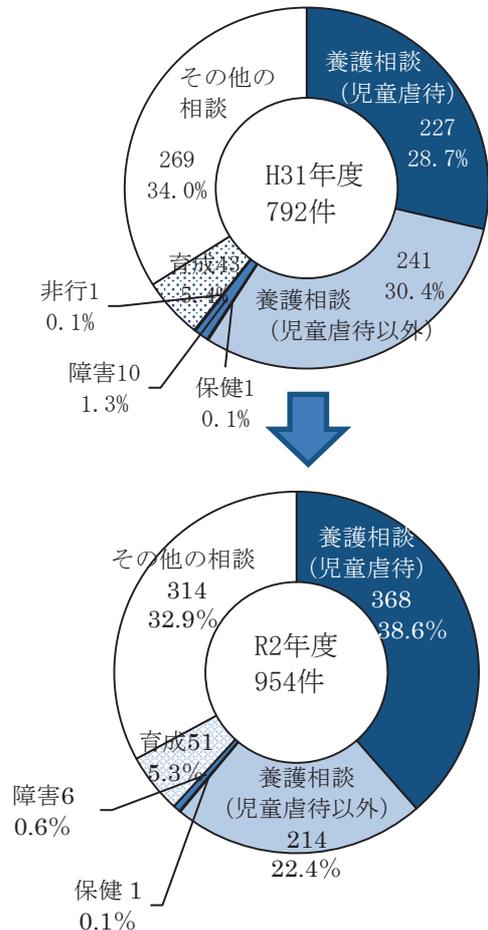
(1) 子ども家庭相談



②相談内容

区 分		新規受理件数
養護相談	児童虐待相談	368
	その他の相談	214
保健相談		1
障害相談	肢体不自由相談	6
	視聴覚相談	
	言語発達障害等相談	
	重症心身障害者相談	
	知的障害相談	
非行相談	発達障害相談	0
	ぐ犯行為等相談	
育成相談	触法行為等相談	51
	性格行動相談	
	不登校相談	
	適性相談	
育児・しつけ相談		
その他の相談		314
合 計		954
再掲	いじめ相談	0
	児童買春等被害相談	0

図6:相談内容の内訳



(2) MCG (Mother and Child Group)

「子育てがうまくいかない」「言うことを聞かない子どもにイライラする」など、叱り過ぎていることが気になっているママたちの集まりです。ひととき子どもと離れて、誰にも話せない悩みやイライラを仲間たちと語り合うことで、孤立感や不安の軽減につながります。状況に応じて話を深めるため、声かけや助言を行う臨床心理士が同席します。

開催日	講師	参加人数	保育数	会場
毎月平日1回と土曜日1回 (いずれも8月を除く)	小野 良子氏 (臨床心理士)	平日 9	3	女性総合センターAIM
		土曜日 5	4	子ども家庭支援センター

(3) 子どもショートステイ事業

保護者の方が病気、出産、入院などで子どもの養育ができない時、市内の児童養護施設でお子さんを短期間お預かりしています。入所中は、食事や身の回りのこと、通園・通学のお世話をします。

- ▶ 対象年齢：2歳以上12歳以下。
- ▶ 利用期間：1泊から6泊まで。
- ▶ 費用：1日1,200円の利用料及び食費などの実費がかかります。

(市民税非課税世帯、生活保護世帯には利用料の減免があります。)

図7: 子どもショートステイ利用状況

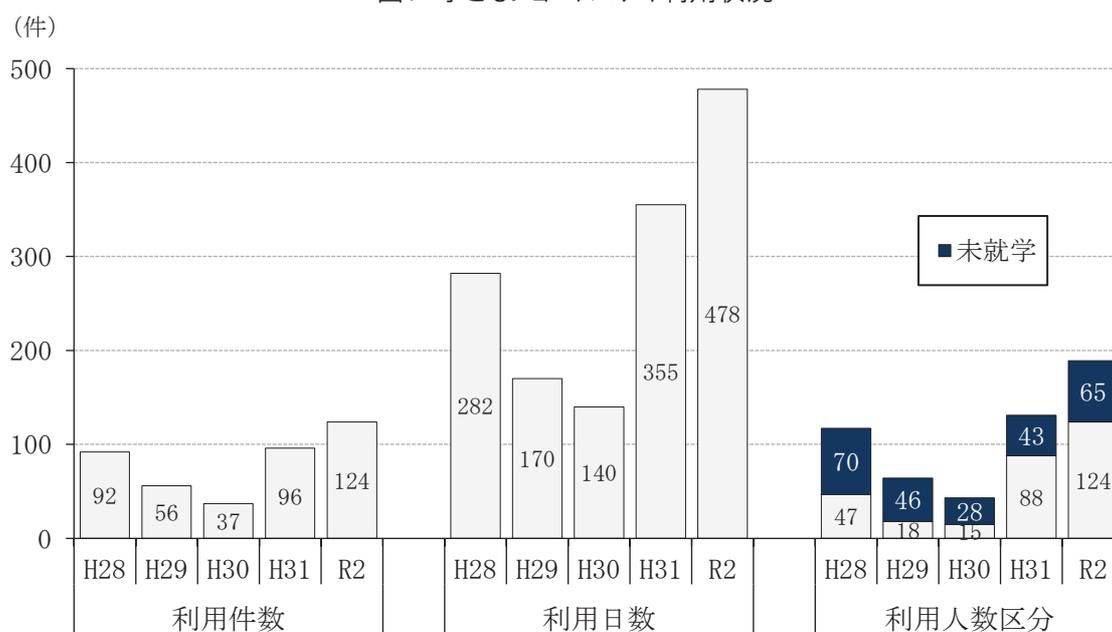


図8：子どもショートステイ事由別利用状況

区分	H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	事由別 人数	事由別 日数								
疾病	11	29	3	13	3	15	10	41	6	13
育児疲れ	42	115	32	89	20	50	74	199	121	326
出産	2	8	2	9	6	25	3	19	1	8
仕事	55	113	23	47	7	10	43	93	48	100
その他事由	7	17	4	12	7	40	1	3	13	31
合計	117	282	64	170	43	140	131	355	189	478

(4) 育児支援ヘルパー事業

市内在住の妊産婦等を対象にヘルパーを派遣し、育児・家事・相談・助言を行う制度です。

- ▶ 対象者：出産予定日1か月前から出産後子どもが1歳までの妊産婦等
- ▶ 派遣回数：乳児1人につき4回まで（1回あたり2時間以内）
- ▶ 費用：1回500円（免除制度あり）
- ▶ 援助内容：日常的な育児、家事、買い物、沐浴や授乳の補助等

	利用人数	利用回数	フォロー件数
H29年度	90	221	13
H30年度	133	297	21
H31年度	112	257	10
R2年度	78	188	7

(5) ファミリーフレンド事業

ファミリーフレンド（傾聴ボランティア）が無償で家庭を訪問し、子育て中のちょっとした相談を聞いたり応じたりしています。

- ▶ 対象者：0歳から18歳までの子どもがいる家庭、妊婦のいる家庭。
- ▶ 訪問回数：基本は6回以内。
- ▶ 事業協力：市民型ソーシャルワーカーほっとほっとたちかわ

	利用件数	訪問回数
H28年度	5	8
H29年度	8	13
H30年度	2	7
H31年度	3	4
R2年度	2	6

※H20年2月にパートナーシップ協定を締結。

(6) 子ども支援ネットワーク（立川市要保護児童対策地域協議会）

①設置：平成 18 年 8 月 1 日

②活動状況（実施回数）

	代表者会議	実務者会議	ブロック会議	ケース会議
H28 年度	1	6	39	62
H29 年度	1	6	39	71
H30 年度	1	6	40	64
H31 年度	1	5	34	99
R2 年度	1	6	28	90

*ブロック会議：平成 18 年度は 2 地区で試行。19 年度以降は全 6 地区に設置。

③ケース確認状況（ケース数）

図9：虐待ケース一括進行管理状況

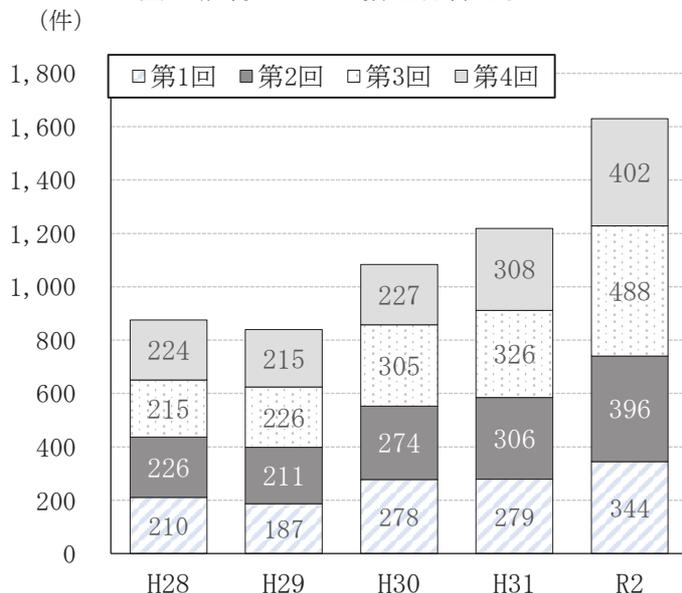
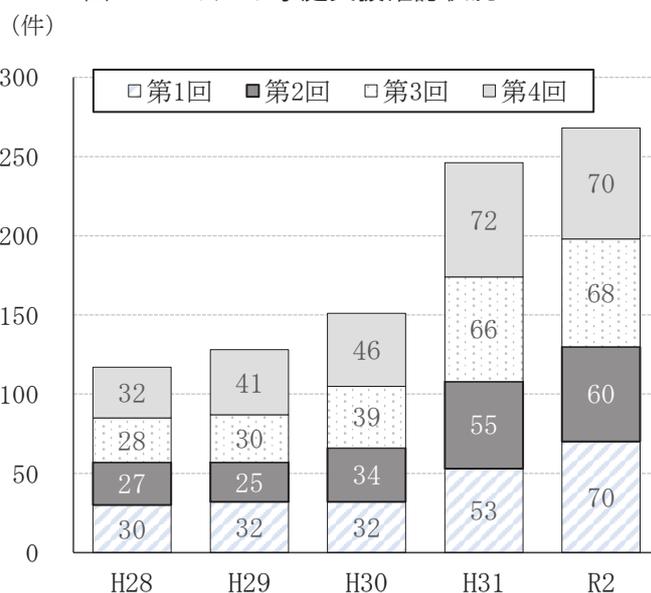


図10：ハイリスク家庭支援確認状況



(7) 養育支援訪問事業

①訪問件数

	実世帯数	訪問回数
H28 年度	47	144
H29 年度	41	112
H30 年度	53	183
H31 年度	80	257
R2 年度	106	935

②育児・家事援助利用状況

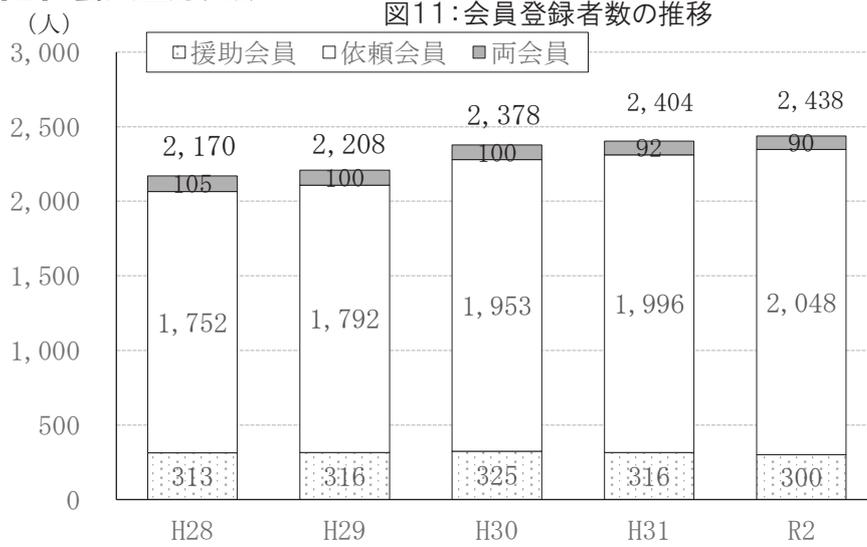
	利用家庭数	派遣日数
H28 年度	5	92
H29 年度	4	74
H30 年度	6	77
H31 年度	5	109
R2 年度	10	103

※R2 年度より新型コロナウイルス感染症拡大の為、
自宅訪問件数 329 件と電話面談 606 件の合計となっています。

Ⅱ-3. ファミリー・サポート・センター事業

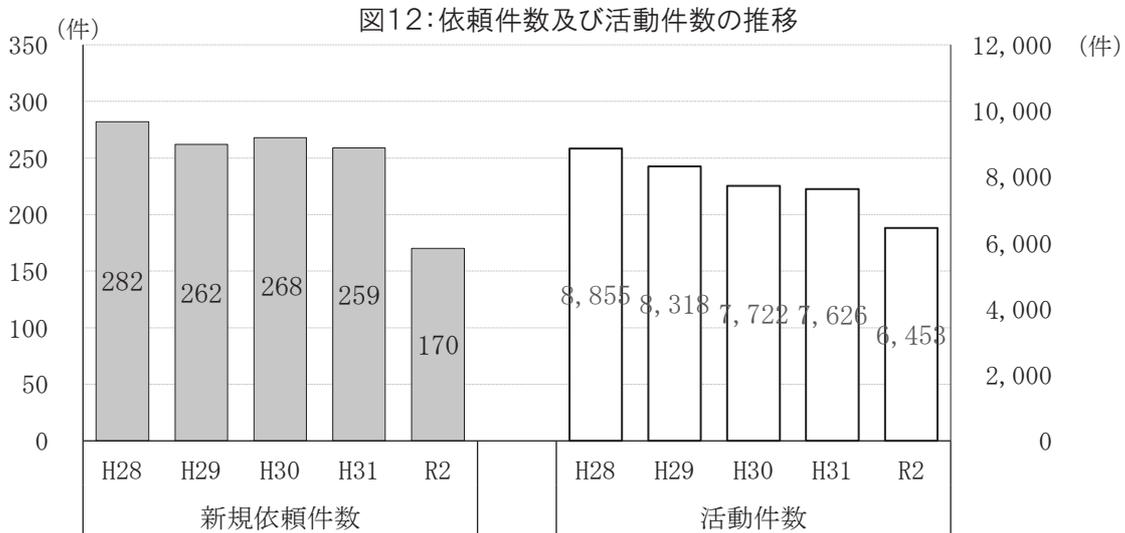
子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けができる人（援助会員）による子育てを支え合うための市民の会員組織です。近所に頼れる身内がないご家庭も少なくない昨今、公的な保育サービスでは対応できないことも地域の市民による手助けにより、育児の負担が軽くなります。事前登録制・1時間700円より。

(1) 会員登録人数



* 入会后、5年以内に会員登録の更新手続きを行っている。

(2) 依頼件数及び活動件数



(3) 事業説明会（年2回開催）

回	日程	参加人数	内容
①	R2. 9/9 (水)	7	事業説明（センターの仕組みや活動の様子など）
②	R2. 12/8 (火)	7	
	計	14	

(4) 援助会員養成講習会 (年2期開催)

期	日 程	延べ参加人数	修了人数	保育数
①	R2. 10/6～15 (全4回)	51	4	0
②	R3. 3/11～17 (全4回)	48	4	0
合 計		99	8	0

(5) 依頼会員の新規入会人数

入会方法	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
通常窓口	263	248	278	241	169
出張入会説明会	40	30	27	26	14
郵送	9	11	18	11	25
合 計	312	289	323	278	208

* 出張入会説明会は、女性総合センターアイムとひまわり子育てひろば、西砂学習館で実施している。
(R2年度は女性総合センターで実施せず)

(6) 活動状況 (回)

1. 総活動回数		6,453
活動回数内訳	① 保育所、幼稚園の登園前の預かりと送り	198
	② 保育所、幼稚園の送り	987
	③ 保育所、幼稚園の迎え	456
	④ 保育所、幼稚園の終了後の預かり	225
	⑤ 学童の送り(学校・学童保育)	76
	⑥ 学童保育の迎え(学校・学童保育)	38
	⑦ 学童終了後の援助	73
	⑧ 子どもの病気回復期の援助	16
	⑨ 子どもの習い事等の場合の援助	1,153
	⑩ 保育所、学校等休み時の援助	347
	⑪ 保護者等の就労の場合の援助	36
	⑫ 保護者等の求職活動中の援助	2
	⑬ 保護者等の冠婚葬祭による外出や他の子どもの学校行事の場合の援助	4
	⑭ 保護者等の外出の場合の援助	173
	⑮ 保護者等の病気、その他急用の場合の援助	0
	⑯ 保育所、幼稚園の迎えと帰宅後の預かり	603
	⑰ 学童の迎えと帰宅後の援助(学校・学童保育)	171
	⑱ 学童の朝の預かりと送り(学校・学童保育)	59
	⑲ 障害をもつ児童への援助	1,672
	⑳ その他の援助	164
2. 依頼会員のキャンセルの回数(当日キャンセル分)		117
3. ファミリー・サポート・センターからのお断りの回数		0

(7) フォロー研修 (年2回開催)

実施日	内容	講師	参加人数	会場
R2. 11/20 (金)	With コロナ時代の子育て支援	子育て推進課 子育てひろば係長 高野祐子	12	子ども未来センター
R3. 3/22 (月)	障害を持つ児童の親の気持ち、親への寄り添い方・支援の仕方	キラリっ子ファミリーカフェ 代表 中村ひとみ 氏	6	子ども未来センター

(8) 会報「子育て enjoy」、「輝く enjoy」の発行

① 子育て enjoy : 全会員向け会報

	発行部数	内容
VOL. 40 (R2. 9月発行)	2800部	病気回復期のサポート、入会登録手続き案内等
VOL. 41 (R3. 2月発行)	3000部	立川市ファミリー・サポート・センター感謝状贈呈式等

② 輝く enjoy : 援助会員向け会報

	発行部数	内容
VOL. 4 (R2. 9月発行)	420部	フォロー研修及び茶話会の案内等
VOL. 5 (R3. 2月発行)	420部	養成講習会の案内等

(9) 感謝状贈呈式

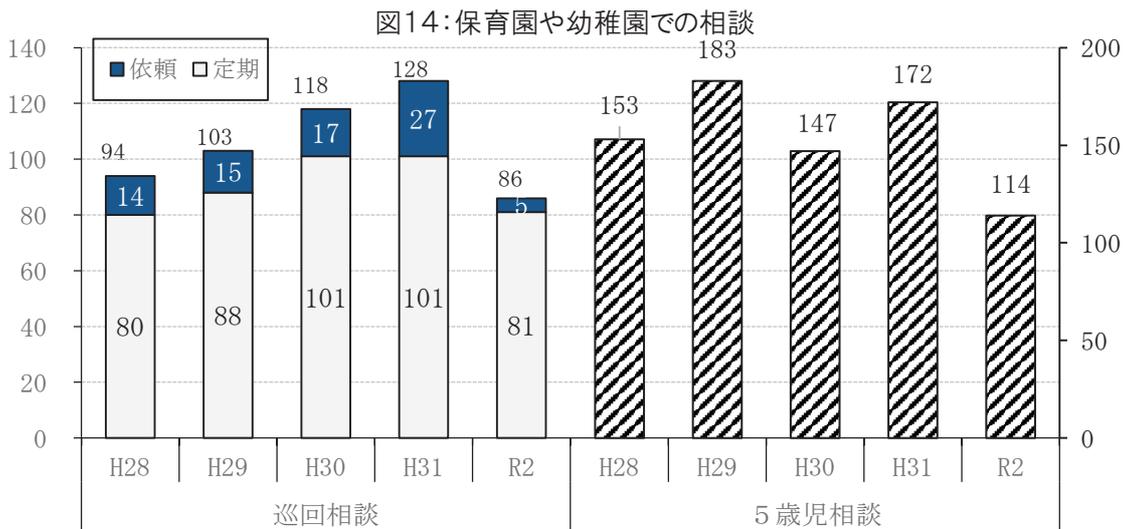
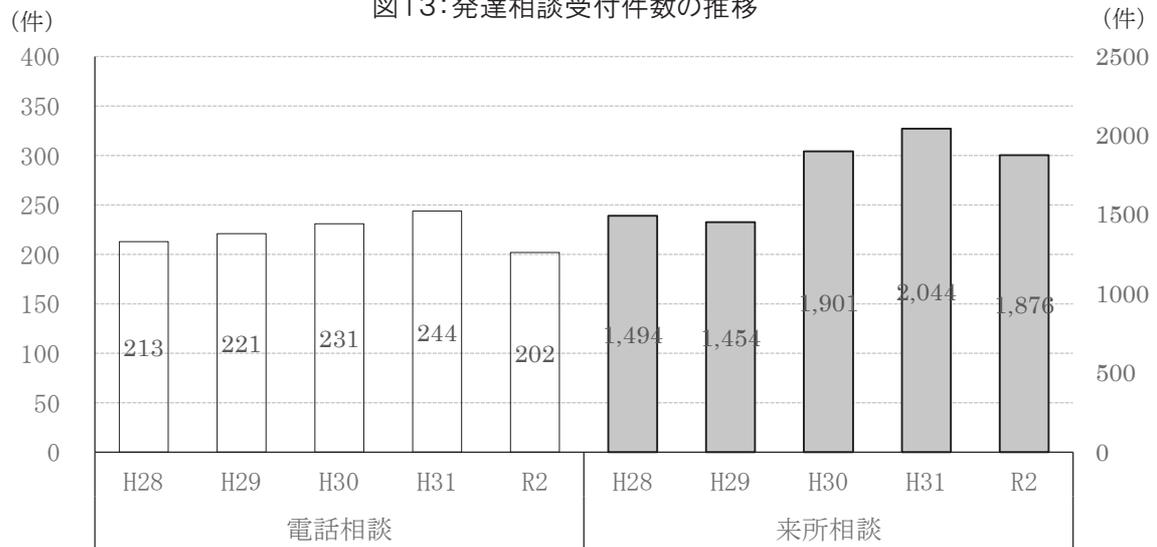
実施日	内容	表彰者	会場
R2. 12/1 (火)	援助会員として功績があった方及び他の援助会員の模範となる方を表彰	8名	市長室

Ⅱ-4. 総合発達相談事業

子どもの発達に悩みや不安をお持ちの保護者の方や、発達に支援や配慮が必要な子どもをお持ちの保護者の方を対象に、臨床発達心理士など専門の職員がご相談に対応するとともに、小集団での発達支援親子グループ活動を行っています。また、幼稚園や保育園対象に巡回保育相談を行うとともに、幼稚園や保育園に通う年中児（5歳児）を対象に利用している園で相談をお受けする5歳児相談を行っています。

平成30年度から児童発達支援事業所交流会を開催して、情報交換や課題の共有を行い、事業所との連携に取り組んでいる。

(1) 相談事業



巡回相談は保育園をH24.4月より、保育課から移管して実施し、H25年度からは私立幼稚園で開始した。

5歳児相談はH26年度より、公私立認可保育園及び私立幼稚園に対し、保護者希望制で各園2回実施している。

(2) 発達支援親子グループ事業

図15: 発達支援親子グループ開催回数の推移

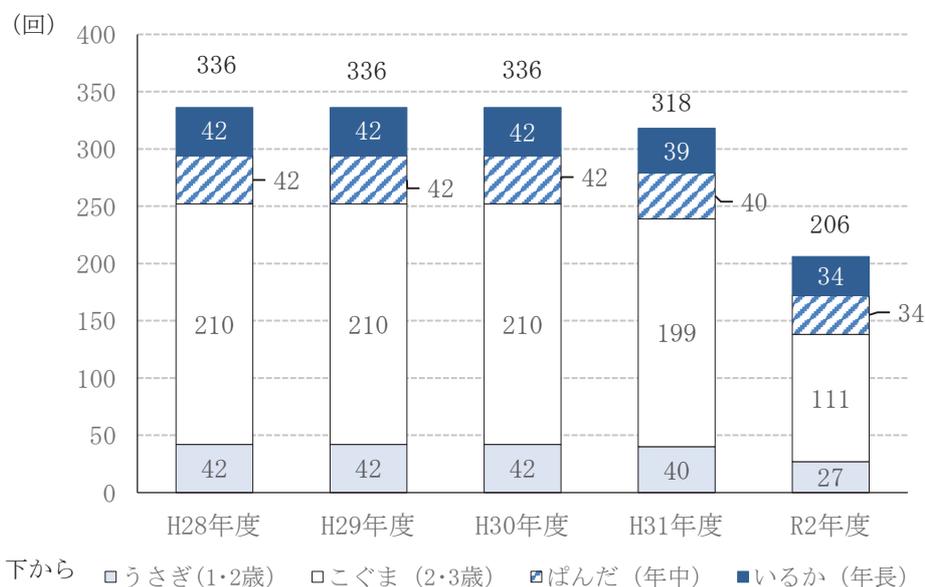
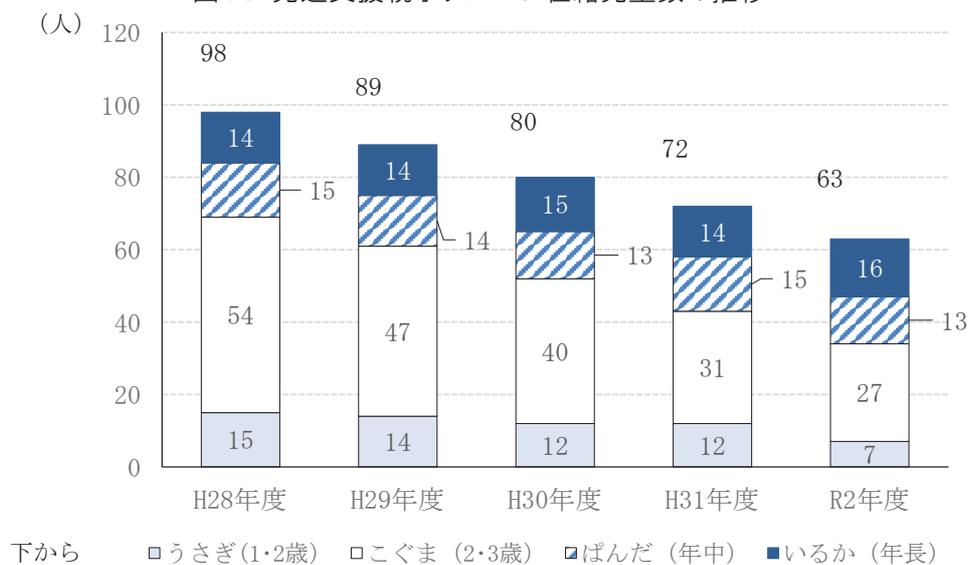


図16: 発達支援親子グループ在籍児童数の推移



発達段階に応じたプログラムに保護者が子どもと参加する中で、子どもの成長・発達を支援している。

その中で、年長グループは就学支援親子グループとして、学習態勢の形成を促すことを目的にしている。

Ⅱ-5. ドリーム学園（心身障害児通園施設）

昭和46年に設立されたドリーム学園は、心身の発達に支援や配慮を必要とする2歳～就学前の市内在住のお子さんを対象に療育を行う児童発達支援事業所です。

毎日、通うことで集団の中での成功体験を積みながら、生活リズムや生活習慣、活動に対する意欲や社会性を身に付けていきます。（定員25人。送迎バスあり）

また、園外療育や家族行事も行っています。



（1）療育の特色

- 生活リズムを整え、基本的な生活習慣を身につけます。
- 集団の場での療育を通して人とのかかわりを深め、情緒の安定や社会性の基礎を培います。
- 運動遊びや戸外での活動を取り入れ、丈夫な身体づくりや運動機能の発達を促します。



- いろいろな課題を通して興味の幅を広げ、学習に対する基礎を養います。
- 親子や家族参加のプログラム、勉強会等を通し、子どもの発達に対して理解を深めていきます。

(2) 一日の療育プログラムの例

10:00	登園	送迎バス降車
	自由あそび	職員やお友達との関わり遊びを通じて関わる力を育てます
10:30	体操	リズムに合わせて体を動かす楽しさを経験する中で運動能力や皆と一緒に活動する力を高めていきます。
11:00	集会	手あそび等を通して興味の幅を広げ模倣力を育てていきます。着席行動などのルールも学びます。
	課題学習	手先を使う課題を中心に、集中して取り組む経験や達成感を積み重ね、学習の土台をつくります。
11:40	戸外あそび	歩行や遊びにより、行動のリズムや持続力、丈夫な体をつくります。
12:30	昼食	お子さんの状態に応じた食事指導を行います。 (弁当持参・月4回給食有)
13:15	自由あそび	おもちゃを使った遊びを中心に、お子さんの遊びへの興味を広げていきます。
14:00	降園	送迎バス乗車

(3) 季節の行事など

○ 年間行事

4月	入園式	10月	園外療育・親子園外療育 長時間療育(宿泊訓練)
6月	親子園外療育 父親療育参加・園外療育		
7月	長時間療育(宿泊訓練)	11月	夢まつり
8月	卒園児通園・きょうだいプログラム	12月	園外療育
9月	運動会	2月	父親療育参加・園外療育
		3月	卒園式

○ 年間行事

- お母さん登園日(学習会、療育参加等)・保護者会
 父の会主催お楽しみ会(納涼祭・父子キャンプ・餅つき)
 専門相談面談、園医等による親子面談及び健診

※下線()年中行事は新型コロナウイルス感染症の影響によりR2年度中止

○ 令和2年度指導訓練状況

指導数	月別												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
実施日数	1	18	22	16	11	20	22	19	19	17	18	16	199
在籍児数	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	300

○ 卒園児等の状況

施設名	特別支援学校	小学校		その他	計
		特別支援学級	通常の学級		
人数	6	3	1	1	11

(4) その他

- ドリーム学園の発達支援のスキルや専門性をいかし、在園児以外の児童に対する取り組みを行っています。

①並行通園（たけのこグループ）…実施 28 回（水曜日）／延べ 151 名（2 グループ）参加

療育の必要な保育園、幼稚園在園の年中児・年長児、計 13 名に対するグループ活動の療育。

②待機児通園（きりんグループ）…実人数 1 名／延べ 6 名参加

入園継続希望者のうち、どこにも在園していない児童を対象に入園申請書提出の翌年より実施。

③卒園児通園…新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度中止

卒園 1 年目の児童を対象とする療育。

④きょうだいプログラム…新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度中止

ドリーム学園に在園及び卒園した児童の小学校 1 年生以上のきょうだいが対象。きょうだい同士の交流や楽しい時間の共有の機会をつくる。

⑤保護者等対象事業

▶ 父親療育参加…新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度中止

父親同士の親睦を深め、子どもの理解や、療育の理解につなげる。

▶ お母さん先生…新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度中止

療育参加を通し、園での子どもの様子や取り組みを知り、就学後へつなげる。

夢まつり…テーマ『おいしくたのしく上手に食べる』

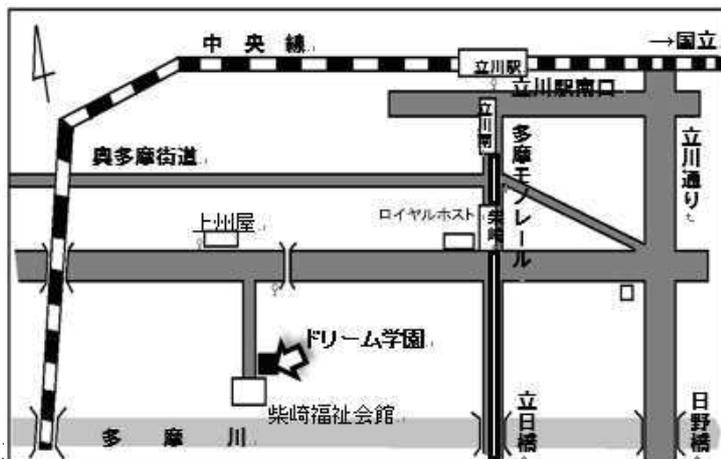
公開講座…11 月 29 日（日）／26 名参加

※新型コロナウイルス感染症の影響により園児の保護者のみ対象

展示…園の取組みの様子を紹介・保護者による作品展示・職員によるテーマ展示

11 月 28 日（土）～12 月 1 日（火）

⑥関係機関からの見学等の受け入れ



立川市柴崎町 5-11-26 電話 042-525-9418

教育委員会教育部 教育支援課編



Ⅲ. 教育支援課の概要

(1) 所管業務

教育委員会の所管業務は、「立川市教育委員会処務規則」(昭和43年10月1日教育委員会規則第2号)の中で規定されています。

●教育支援課(平成27年4月1日に特別支援教育課より名称変更)

*管理係(平成27年4月1日に特別支援係より名称変更)

- (1) 課の文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) 課の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
- (4) 特別支援学級に配置する臨時指導員等の任用及び管理に関すること。
- (5) 特別支援学級の教材及び教具の整備に関すること。
- (6) 関係団体との連携会議の運営に関すること。
- (7) 特別支援学級等設置校長会に関すること。
- (8) 特別支援教育に係る補助金の交付に関すること。
- (9) 課内他の係に属しないこと。

*就学相談係(令和2年4月1日に相談係より組織変更)

- (1) 特別支援学級(固定制)の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (2) 特別支援学級(固定制)の通学区域に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る児童及び生徒の就学、転学等の相談に関すること。
- (4) 障害のある児童及び生徒の支援等の検討に関すること。
- (5) 通常の学級に配置する介助員等に関すること。
- (6) 医療的ケアを要する児童及び生徒に対応する看護師の配置等に関すること。
- (7) 特別支援学級(固定制)の宿泊行事等に対応する看護師の配置等に関すること。
- (8) 副籍事業の地域指定校の手続に関すること。
- (9) 特別支援教育の理解及び啓発に関すること。

*教育相談係(令和2年4月1日に相談係より組織変更)

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 市立小学校及び中学校への巡回相談に関すること。
- (3) 特別支援学級(通級制)及び特別支援教室の設置、廃止及び学級編制に関すること。
- (4) 特別支援学級(通級制)の通学区域に関すること。
- (5) 特別支援学級(通級制)及び特別支援教室に係る児童及び生徒の入退級等に関すること。
- (6) 特別支援教育の理解啓発に関すること。

(2) 教育支援課沿革

平成21年12月

『第1次夢育て・たちかわ子ども21プラン』(平成17年策定)の重要取組事業として発足した「立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。

平成22年5月

立川市役所の泉町移転と同時に、『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。跡施設は、乳幼児期から学齢期までの途切れのない発達支援(下記1~6の事業)を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。

1. 子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター（ファミリー・サポート・センターを含む）
2. ドリーム学園（心身障害児通所訓練事業）の発達相談事業及び外来母子通園事業
3. 教育委員会指導課所管の教育相談事業
4. 教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業
5. 民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業
6. 子育てひろば事業と子育て支援啓発事業

平成 24 年 4 月	上記事業 3 と 4 を統合し、特別支援教育関連の処務を取り扱う「特別支援教育課」を、教育委員会事務局に新設。 第三中学校内に、中学校では 3 か所目となる情緒障害等通級指導学級「羽衣学級」を開設。
平成 24 年 12 月	12 月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』がオープン。子ども総合相談窓口を含む行政機能がスタート。
平成 25 年 3 月	子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。
平成 25 年 4 月	「特別支援教育実施計画（仮称）」策定検討等による業務増加に対応するため、東京都より特別支援教育を専門とする統括指導主事の派遣を受ける。さらに、課内に「特別支援係」を新設するとともに、教育相談係の名称を「相談係」に改称。
平成 25 年 5 月	適応指導教室「たまがわ」を、旧多摩川小学校 2 階から錦学習館 2 階（旧教育相談室スペース）へ移転。
平成 26 年 3 月	「立川市特別支援教育実施計画」を策定。
平成 26 年 4 月	適応指導教室事業とハートフルフレンド事業を指導課に移管。それに伴い、生活指導相談員を指導課に異動させ、小学生対象と中学生対象の適応指導教室にそれぞれ配置した。 第八小学校内に、小学校では 4 か所目となる情緒障害等通級指導学級「つばさ学級」を開設。
平成 26 年 7 月	市立小・中学校の巡回相談にあたる専任相談員を 2 名配置。
平成 26 年 8 月	特別支援教育連絡会を設置。
平成 27 年 4 月	課名を「教育支援課」に、特別支援係を「管理係」と名称変更。 肢体不自由等の児童・生徒の指導・支援に対する学校への助言や、知的障害学級の指導・支援に対する助言等を行う、教育支援相談員を配置。巡回相談員を 3 名に増員。
平成 27 年 10 月	特別支援教室モデル事業を市内小学校 8 校で開始。
平成 27 年 11 月	子ども未来センターで言語聴覚士によることばの相談事業を開始。
平成 28 年 4 月	小学校特別支援教室の愛称を「キラリ」と決定し、8 校で導入。 巡回相談員を 4 名に増員。就学相談の心理職を 3 名に増員。
平成 28 年 7 月	言語聴覚士の学校訪問による相談事業を小学校にて試行開始。
平成 29 年 3 月	「立川市第 2 次特別支援教育実施計画」を策定。 統合及び新学校の建設が決定している、けやき台小学校の「きこえとことばの教室」を、第八小学校の大規模改修においてリニューアル設置。30 年 3 月に移転することとした。 児童が過密している第九小学校くわのみ学級の校区を分割し、新たに松中小学校に特別支援学級を増設する方針を決定。

平成 29 年 4 月	特別支援教室キラリをさらに 8 校に導入し、計 16 校で実施。教育支援相談員を 2 名に、就学相談の心理職を 4 名に増員。特別支援教育支援員を、「学校支援員」と改称し、指導課に一本化。同時に、通常の学級で移動支援を必要とする児童生徒の見守りを行ってきた特別支援教育支援員を「学校介助員」と改称した。
平成 30 年 4 月	特別支援教室キラリを全小学校（うち拠点校は 7 校）に拡大。松中小学校に知的障害特別支援学級「まつのみ学級」を開級。けやき台小学校の閉校に伴い、「きこえとことばの教室」を第八小学校に移設。
平成 31 年 4 月	中学校特別支援教室の愛称を「プラス」と決定し、2 校で導入。巡回相談を学校要請型に見直し巡回相談員を教育相談員として組替。教育相談員が 9 名体制に。教育支援相談員を 4 名に増員。
令和 2 年 4 月	特別支援教室プラスをさらに 5 校に導入し、計 7 校で実施。相談係を「就学相談係」「教育相談係」に組織変更。
令和 2 年 6 月	「立川市第 3 次特別支援教育実施計画」を策定。
令和 3 年 4 月	市内初となる自閉症・情緒障害特別支援学級「さくら学級」を第二小学校に新設。 特別支援教室プラスを全中学校（うち拠点校は 4 校）に拡大。

(3) 事業予算

事業名	主な実施内容	R 3 予算 (千円)	R 2 予算 (千円)
教育相談	教育上の保護者の不安や心配事、子ども自身の悩みに相談員（心理職）が対応し、面談・電話等により主訴の改善を図る。	511	878
特別支援教育の推進	学校のニーズや児童・生徒の実態等に合わせ、特別支援学級や通常の学級に介助員や看護師を配置するほか、特別支援教育の推進と理解啓発を目的として、講演会や研修を開催する。	93,111	87,301
特別支援教育等施設管理	旧錦児童館の建物を、通級指導を行う第七小学校の分館として暫定活用。施設の維持管理を行う（令和 2 年 8 月で終了）。	0	553
就学相談	専門家の意見や保護者・本人の意向等を参考に、総合的かつ教育的な見地から、児童・生徒の可能性や能力を伸長させる学習環境を提案する。	1,157	1,355
小学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 7 校・情緒 1 校）、通級指導学級（難聴・言語 1 校、言語 1 校）、特別支援教室キラリ（19 校）を設置。児童一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	8,667	36,057
小学校就学奨励	特別支援学級に在籍する児童等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	12,458	9,835
中学校特別支援教育振興	特別支援学級（知的 3 校）、特別支援教室プラス（9 校）を設置。生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行う。	5,007	20,147
中学校就学奨励	特別支援学級に在籍する生徒等の世帯等に、宿泊学習や通学、学用品、給食等に係る必要経費を補助する。	10,462	10,929
教育支援課予算		131,373	167,055
立川市教育費予算		9,571,241	13,808,520

IV-1. 教育相談

(1) 相談の進め方（来室相談の場合）

① 申し込み受付

保護者または本人からの申し込みを原則とし、電話にて初回面接日時の予約受付をします。

② 初回面接

受付から2週間以内を目安に、初回面接を設定します。

親子一緒に来室していただきますが、保護者のみでも受け付けています。

親面接では、現在困っていることはどんなことか（主訴）、それはどんな経過をたどってきたのか（生育歴、家族歴）などを伺います。

子ども面接ではプレイルームで行動観察を行います。思春期の子どもの場合には、話せることから聴いていきます。

また初回面接には、来談者とともに話し合いながら今後の面接の方向をつくりあげていく、オリエンテーションの役割があります。

③ 受理会議

この会議では、初回面接で得られた資料をもとに、教育相談員全員で事例を検討します。そして、今後の対応について目標を定めます。

その目標としては、

- * 心理的相談が適切と考え継続相談を進める、
- * 助言・情報提供、
- * 他機関(医療機関等)の紹介などがあります。

④ 相談の開始

相談担当者は、継続相談を始めるにあたって相談者と連絡をとり、今後の相談目標を設定し、親子が来室する日などを話し合い、相談の進め方についての約束をします。





来室相談では1回50分、親にはカウンセリング、子どもには遊戯療法、思春期の子どもにはカウンセリング、箱庭療法などを行います。
 必要に応じて、幼稚園・保育園・学校等の訪問や、先生に来室してもらうなどして事例の理解を深め合い、子どもの成長への援助や協力をしていきます。
 (令和2年度は新型コロナウイルス対策のため相談時間を40分に変更し消毒、換気等感染予防対応をしています。)

⑤ 期末会議

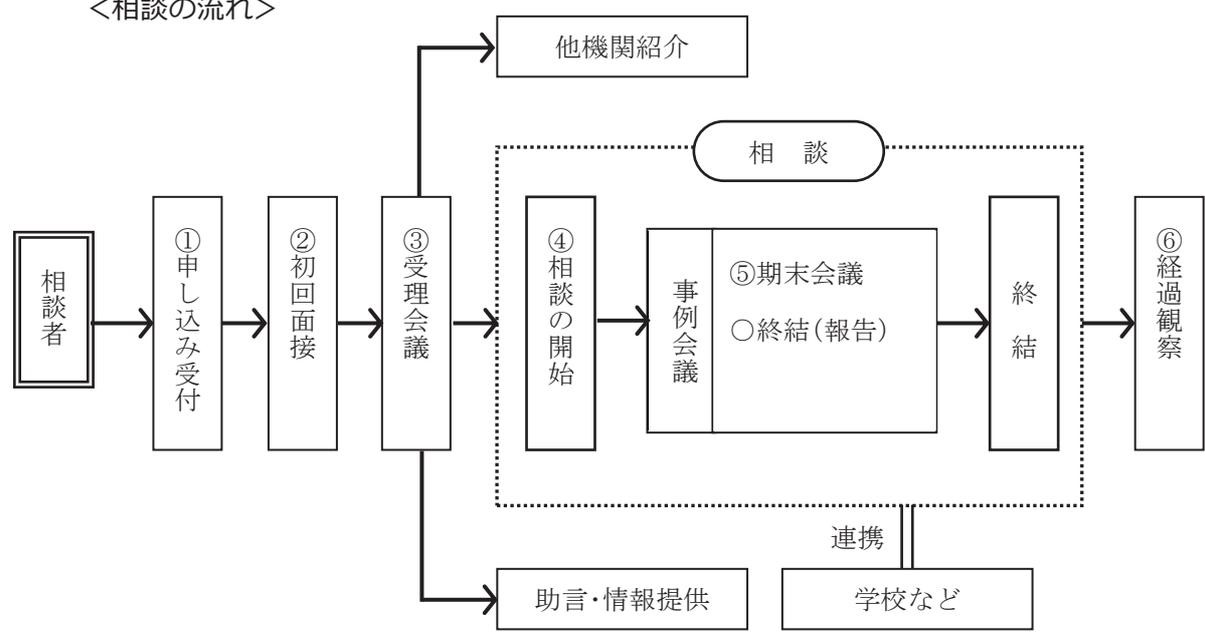


7月・12月・3月の各学期末に期末会議を行います。期末会議では全事例について報告、検討します。担当以外の事例も検討することで教育相談員の研修も兼ねています。
 相談での目標が達成されると来談者との間で終結について話し合い、期末会議で報告し、再び教育相談員全員で検討します。
 検討の結果、終結が適切と判断されると事例は終結となります。

⑥ 経過観察

相談終結後に経過観察が必要な事例の場合、来談者と話し合い、終結後も必要に応じて随時連絡をとっていきます。

<相談の流れ>



(2) 数字で見る教育相談

① 来室相談

子どもの養育上・教育上の問題について、保護者の不安や心配ごと、子ども自身の悩みについて相談に応じます。本人や家族に来室してもらい、カウンセリング・遊戯療法などの心理療法や助言を行いながら、主訴の改善を図ります。

- ◆対象：原則として、市内在住の幼児から高校生までとその家族
- ◆相談時間：月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（日曜・祝日・年末年始を除く）

➤ 来室相談の件数について

図1: 相談の流れ

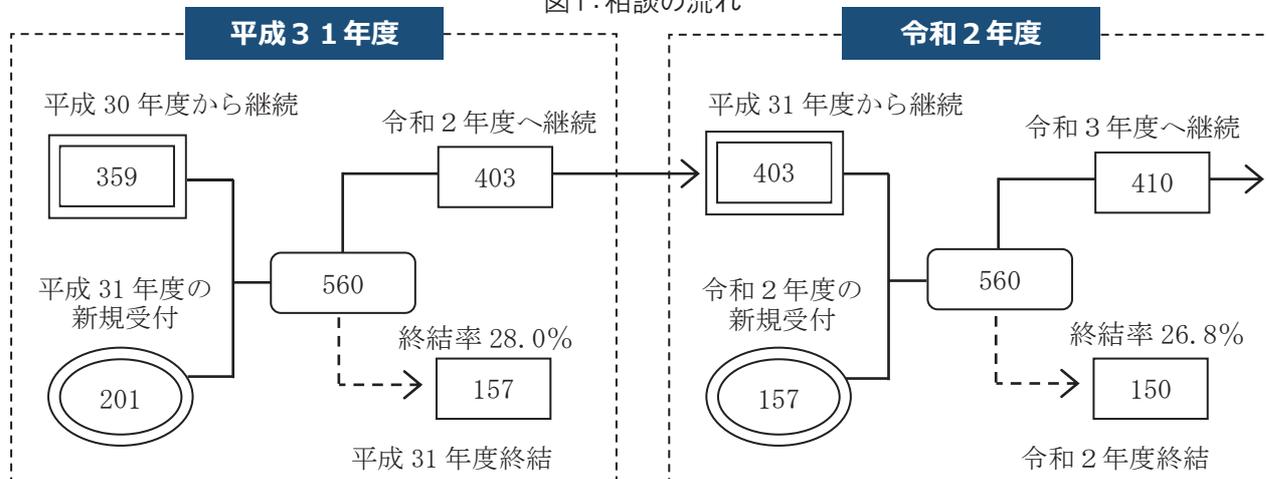
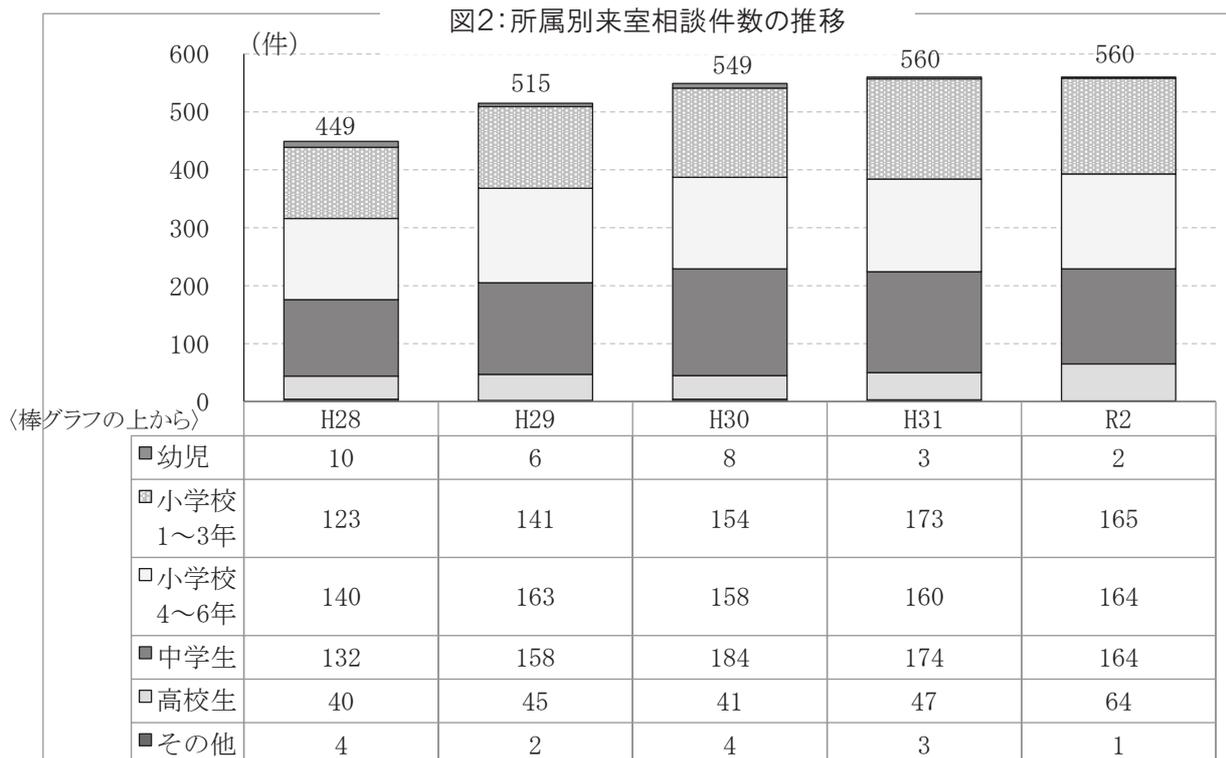


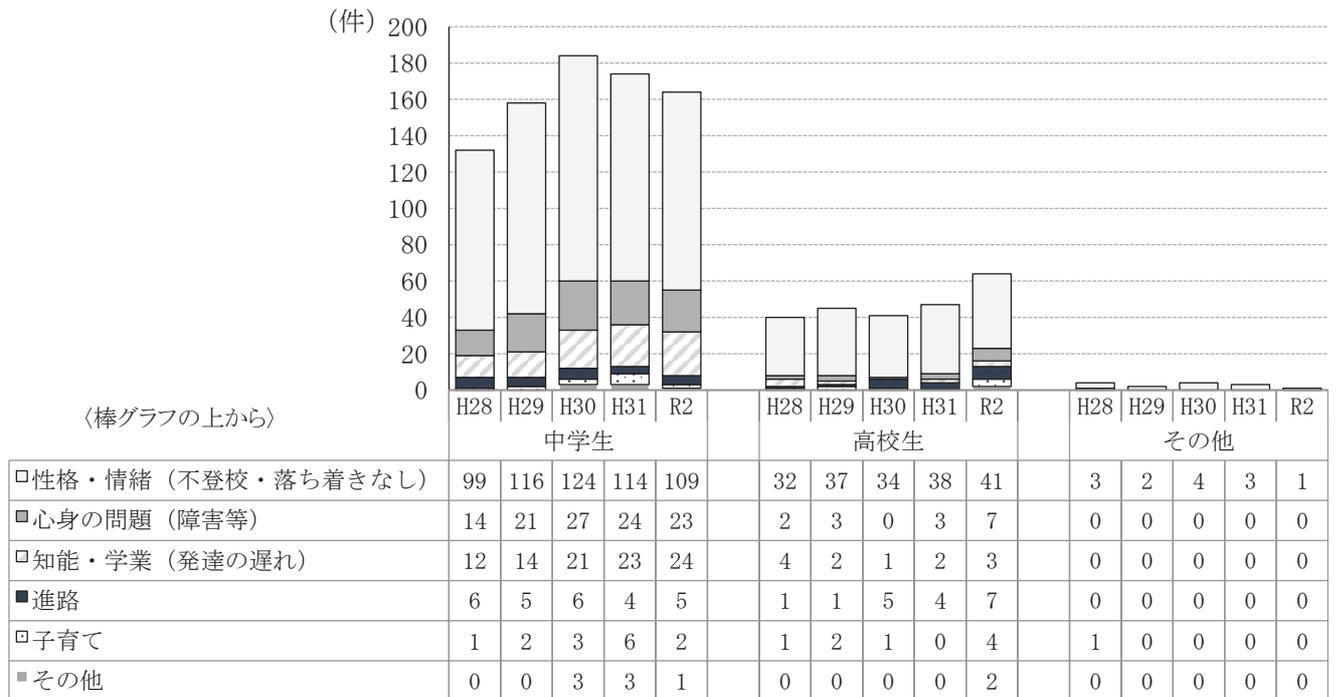
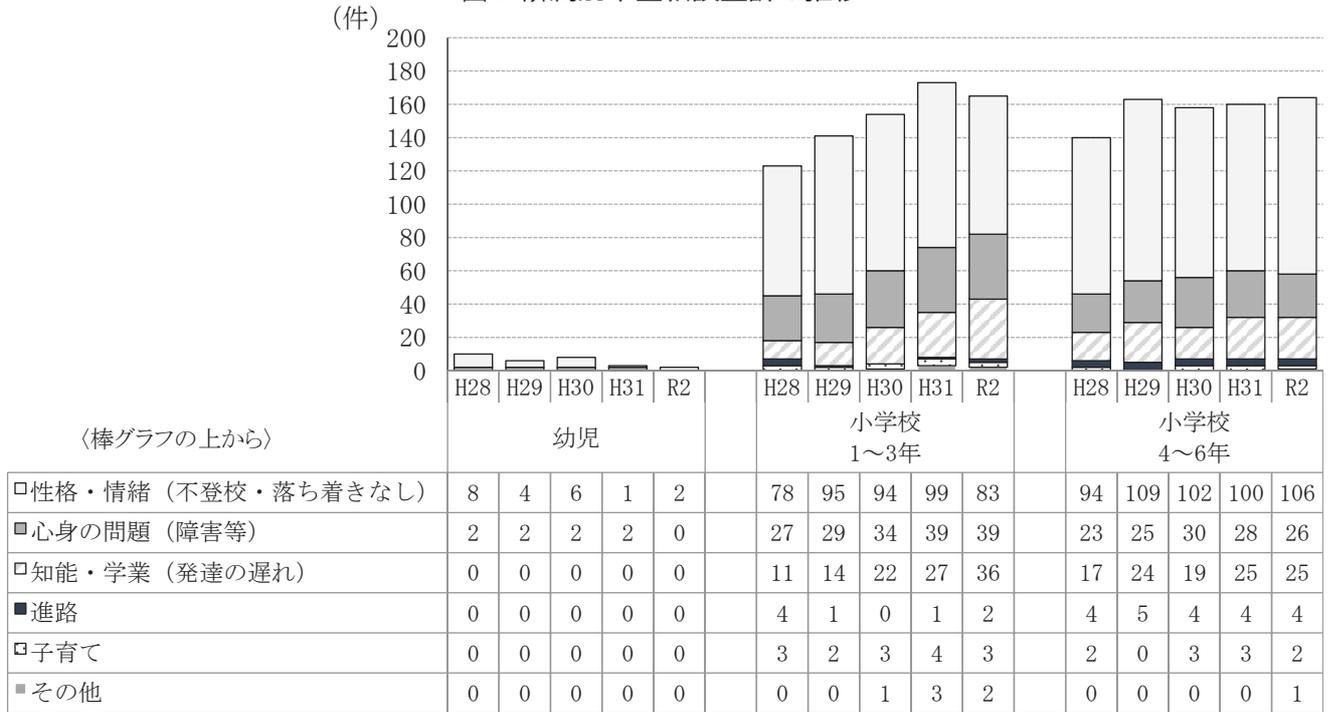
図2: 所属別来室相談件数の推移



来室による相談件数（図2参照）は、子ども未来センターへの移転以降、平成31年度まで増加が続いていましたが、新型コロナウイルス対応のため令和2年3月から5月まで学校が臨時休校になった影響で、令和2年度の新規相談が31年度201件のところ2年度は157件まで落ち込み、年度の相談件数の伸びが鈍化（31年度と2年度の相談件数が同数）しました。

➤ 来室相談の内容について

図3: 所属別来室相談主訴の推移



+表1:令和2年度来室相談 主訴の特徴(所属別上位2位)

所 属	主 訴	件数	割合	前年度比
幼児	情緒不安定	1	50.0%	+100.0ポイント
	落ち着きなし	1	50.0%	+100.0ポイント
小学生 1～3年	発達障害(疑い)	32	19.4%	+1.5ポイント
	学業不振	31	18.8%	+3.8ポイント
小学生 4～6年	不登校	34	20.7%	+2.6ポイント
	人間関係・コミュニケーション	26	15.9%	△1.0ポイント
中学生	不登校	55	33.5%	+3.0ポイント
	学業不振	23	14.0%	+1.4ポイント
高校生	不登校	21	32.8%	△20.4ポイント
	人間関係・コミュニケーション/ 進路	7	10.9%	△4.0/+2.4ポイント
その他	人間関係・コミュニケーション	1	100.0%	+66.7ポイント

所属別に分類した場合の相談内容(主訴)について、上位2つを挙げています。

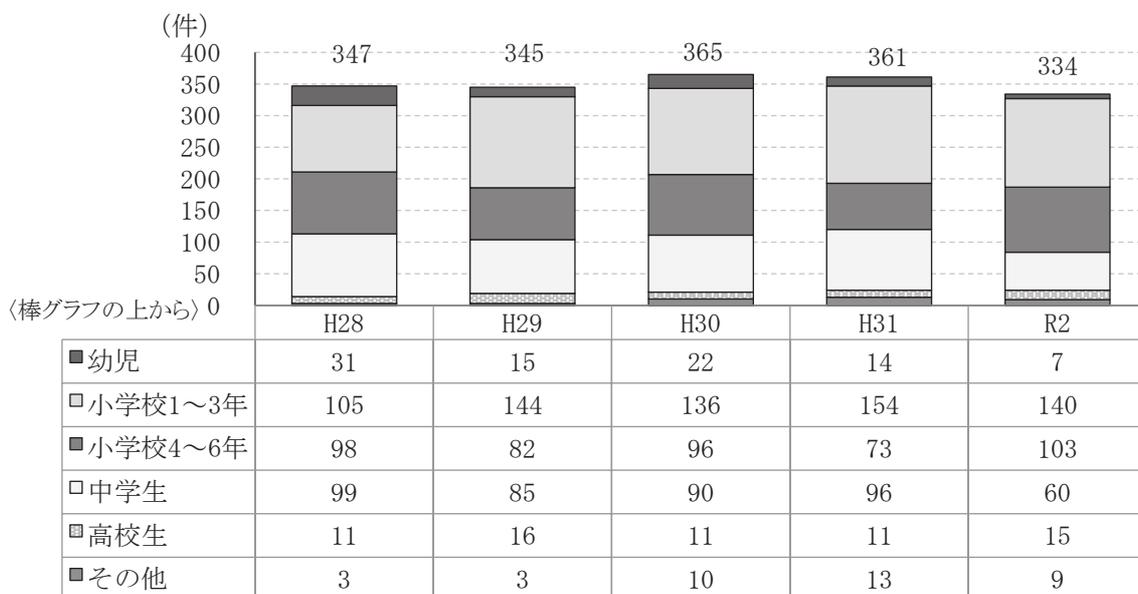
②電話相談

子どもからの相談はもちろん、家族や教師からの場合も、電話による相談を受付しています。また、ファクシミリによるご相談にもお応えしています。

- ◆相談時間：月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）
- ◆電 話：042-527-6171（直通）／FAX：042-528-6875

➤ 電話相談の件数

図4:所属別電話相談件数の推移



※電話相談とは、助言や情報提供を含んだ電話による教育相談、及び来室相談の申し込みをする場合のことであり、1回につき一件と数えています。
来室者の電話による相談は、件数に含みません。

表2: 令和2年度電話相談 主訴の特徴(総合上位5位)

順位	主 訴	R2 件数	割合	H31 件数	割合	前年度比
1	行動/不登園・不登校	64	19.2%	86	23.8%	△4.6 ポイント
2	学業/学業不振	40	12.0%	29	8.0%	+4.0 ポイント
3	情報	31	9.3%	26	7.2%	+2.1 ポイント
4	発達の遅れ	29	8.7%	18	5.0%	+3.7 ポイント
5	行動/その他 ※	26	7.8%	32	8.9%	△1.1 ポイント

※行動「その他」…不登校、友人関係、反抗・乱暴、家庭内の盗み、喫煙のいずれにも該当しないもの

③全体（来室相談と電話相談の合計）の状況

図5: 手段別利用件数の推移

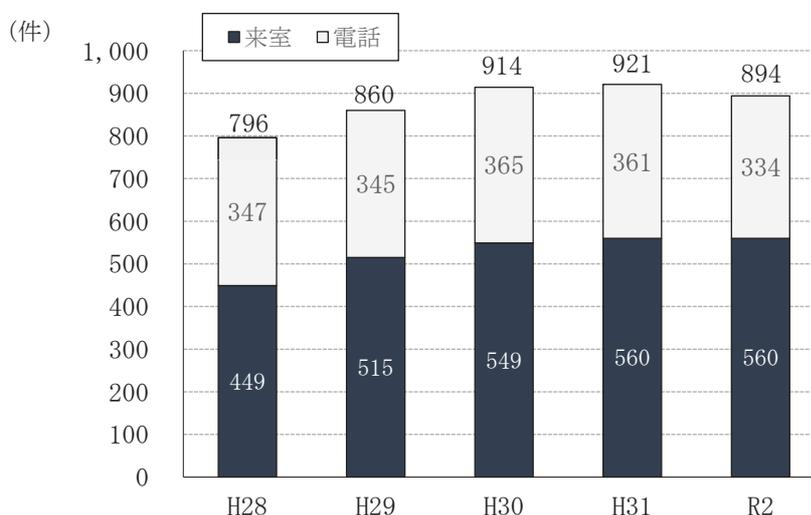
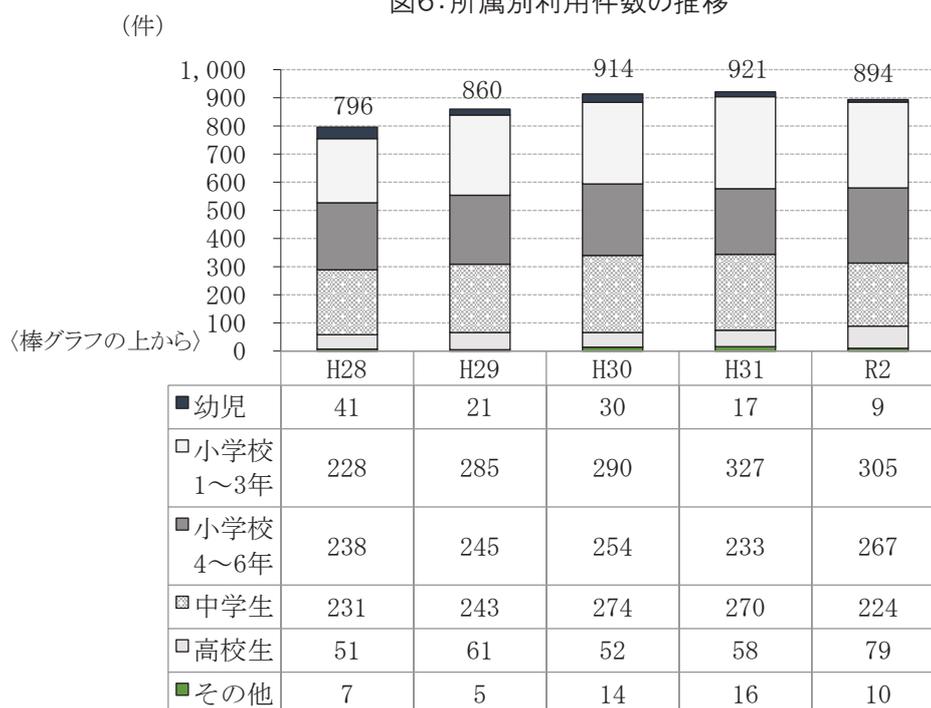


図6: 所属別利用件数の推移

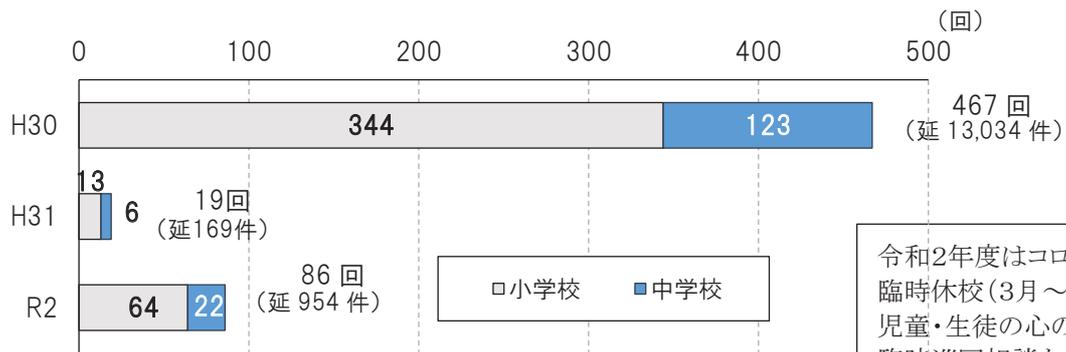


(3) 小・中学校への巡回相談

平成 31 年度より定期巡回から要請型に見直しを行い、学校からの要請により教育相談員（心理職）が訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の授業観察等を通して、対象児童・生徒への理解や関わりに対する助言を行います。

要請型への変更により巡回相談の実施件数は大きく減りましたが、巡回の目的が明確となり、より効果的な対応につながっています。

図 7:巡回相談の実施状況



令和2年度はコロナ禍による臨時休校(3月～5月)明けの児童・生徒の心のケアのため、臨時巡回相談を全校に実施しました。

図 8:延活動件数の内訳と推移



令和2年度電話相談 年間統計表
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

相談内容	対象	幼児	小学校						中学校			高校			その他	教師	合計
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3			
I 性格・ 情緒	1.情緒不安定	0	1	3	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8
	2.無気力・消極的	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	3.かんもく	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	4.くせ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
II 行動	1.登園・登校拒否	0	3	4	4	9	10	7	9	7	3	3	2	2	1	0	64
	2.友人関係	1	4	2	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	12
	3.反抗・乱暴	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	4.ぬすみ(家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	5.喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6.その他	2	9	2	3	0	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	26
III 発達・ 心身	1.発達の遅れ	0	5	7	6	4	0	2	3	1	0	0	1	0	0	0	29
	2.言語傷害・遅れ	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	3.器質的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.性	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	0	3	3	4	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	17
IV 学業	1.学業不振	0	9	9	5	4	4	1	5	3	0	0	0	0	0	0	40
	2.学習意欲・習慣	0	2	4	0	3	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	17
	3.学習方法	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	4.学習塾・家庭教師・教材	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	5.その他	0	1	2	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
V 進路・ 適性	1.就学・就園	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	2.入学・転退学	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	3.進路・進学	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	4.その他	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
VI 子育て	1.しつけ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	2.対応	1	8	0	2	2	0	0	1	4	0	1	0	0	0	0	19
	3.その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	3
VII 学校・ 教師		0	2	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	8
VIII 情報		1	6	1	3	4	5	3	1	3	2	1	0	0	1	0	31
IX その他	1.教師相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2.近況報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3.PTA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4.その他	0	0	2	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	5	0	11
X いじめ		0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計		7	60	48	32	40	33	30	27	22	11	8	4	3	9	0	334

(4) 研修や講演会の開催

教育相談では、より適切な相談や援助ができるように、研修活動を大切にしています。相談員一人ひとりが研修活動に励むとともに、専門性の向上を目指し組織的に取り組んでいます。

① 学校教育相談事例研究会「きずな」(年1回実施)

「きずな」は、教師と教育相談員との研究会です。教育相談の事例を通して、子どもたちへの理解のしかたについて同じ場で語り合いながら、“気心の知れた仲間”として信頼関係を深め、互いに支えあう関係を育てていくことを目的としています。

回	開催日	講師	形式	テーマ	参加者数
1	R 3. 2 / 2 (火)	菅野 純 氏 (早稲田大学名誉教授)	講義	助け合う職員室～子どもを育む土台としての関係づくり～	18名

② 講演会 (年4回実施)

回	開催日	講師	研修テーマ	参加者数
1	R 2. 9 / 4 (金)	小貫 悟 氏 (明星大学 教授)	生きる力を伸ばそう～生きにくさを抱えた子どものライフスキル～	14名
2	R 2. 10 / 30 (金)	岩山 孝幸 氏 (昭和女子大学 助教)	WISC-IVの効果的な生かし方 ー結果でわかること・わからないことー	34名
3	R 2. 12 / 4 (金)	三原 聡子 氏 (久里浜医療センター 主任心理療法士)	依存への対応と予防 ～スマホやゲームとの上手な付き合い方～	30名
4	R 3. 3 / 5 (金)	牧野 晶哲 氏 (白梅学園大学 子ども学部 家族・地域支援学科 准教授)	現在の子どもと不登校 ～新型コロナ禍やヤングケアラー問題も含めた対応を目指して～	32名

③ 外部専門家を招いての対応力向上の取り組み

回	開催日	検討事例	助言者
1	R 2. 7 / 3 (金)	予期不安から登校をしぶる小4男子の事例	早川 宜佑 氏 (駒木野病院 児童精神科医)
2	R 2. 11 / 20 (金)	不安が高く登校困難を示す小2男子の事例	
3	R 3. 2 / 26 (金)	虐待の懸念のある不登校傾向の中1男子の事例	
1	R 2. 8 / 7 (金)	期末カンファレンス 429件	波田野 茂幸 氏 (放送大学 准教授)
2	R 2. 12 / 11 (金)	期末カンファレンス 510件	
3	R 3. 3 / 26 (金)	期末カンファレンス 552件	

➤ 上記①②の参加者内訳

- 参加者数：幼稚園延2名・保育園延17名・小学校延47名・中学校延18名・その他(学童保育所等)延44名

(5) 関係機関との連携

教育相談では、学校や関係機関との信頼関係を深め、協力体制を確立するために、次のような活動を行いました。

①連絡会等への出席

- *教育支援センター連絡会
- *スクールカウンセラー連絡会
- *立川市子ども支援ネットワーク ブロック会議

②他機関との連携・協力（順不同）

◎市内関係機関との情報交換や連携

- *立川市内小・中学校
- *立川市子ども家庭支援センター
- *スクールソーシャルワーカー

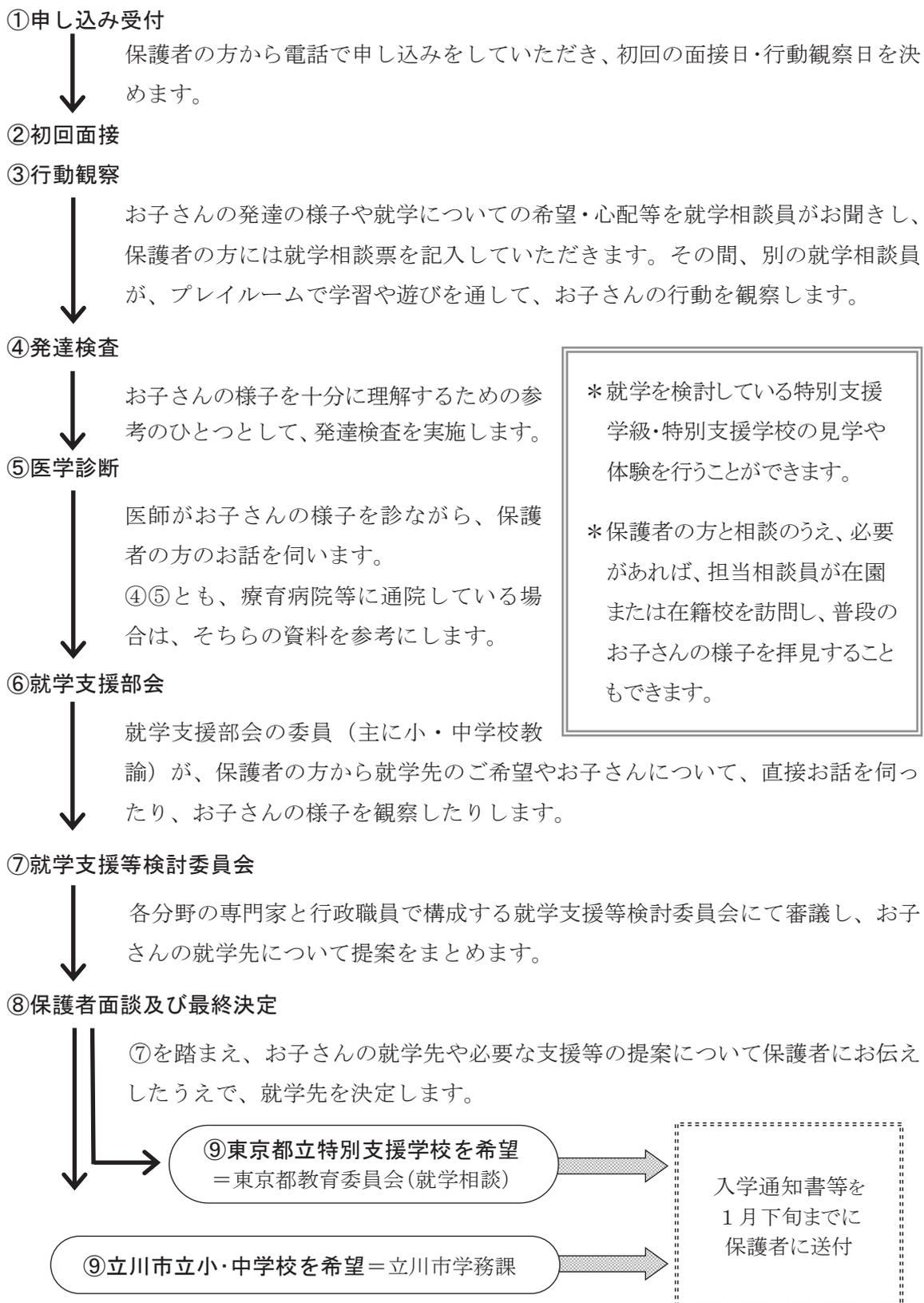
◎他の関係機関との連携や情報交換

- *東京都教育相談センター
- *多摩立川保健所
- *都立多摩療育園
- *東京小児療育病院
- *たちかわ若者サポートステーション
- *立川相互病院子ども診療所
- *国家公務員共済組合連合会立川病院小児科
- *国際医療福祉大学大学院
- *立川児童相談所
- *都立小児総合医療センター
- *西多摩療育支援センター
- *さいわいこどもクリニック
- *たかつきクリニック
- *専修大学大学院



IV-2. 就学相談・転学相談

(1) 相談の進め方(就学相談の場合)



(2) 数字で見る就学相談・転学相談

①就学相談

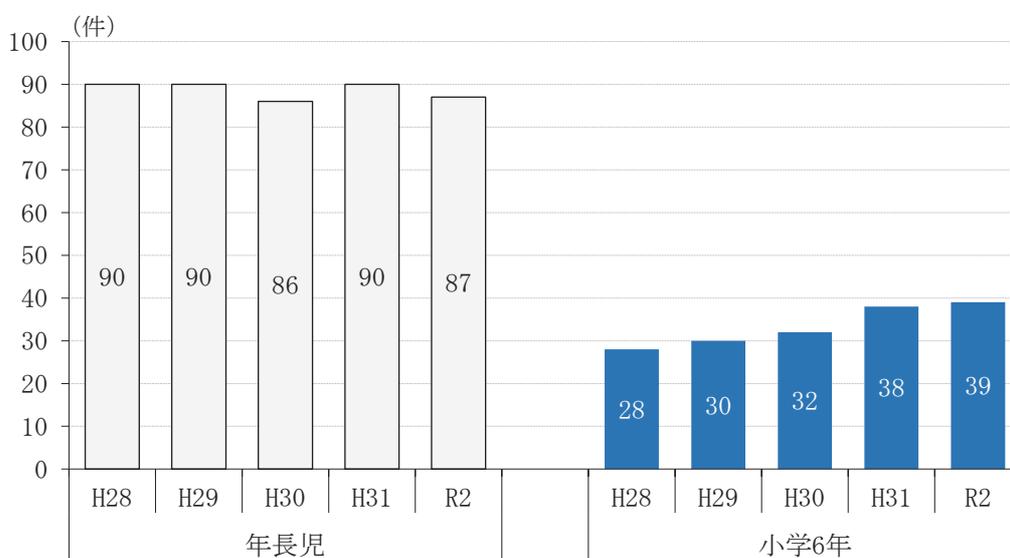
*心身に障害のある子どもの小学校・中学校への就学に関して、本人の能力と可能性を伸ばさせる適切な就学先について、保護者と一緒に考えながら、相談を行います。

*就学支援部会を踏まえ、就学支援等検討委員会において就学先を総合的に検討し、保護者に提案します。

◆相談時間：月曜～金曜日・第2土曜/午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

➤就学相談の件数

図9: 所属別就学相談件数の推移



➤就学相談プロセス別実施回数

図10: 面談実施延回数
(複数回必須)

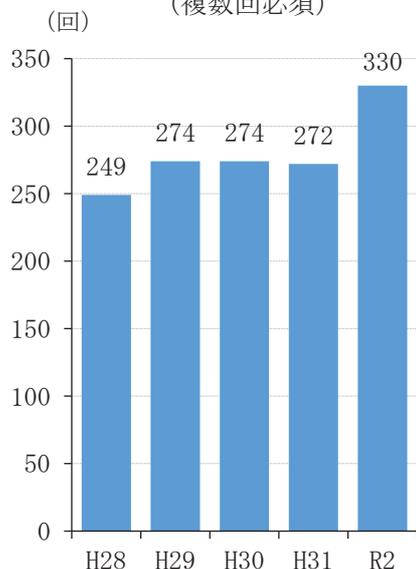
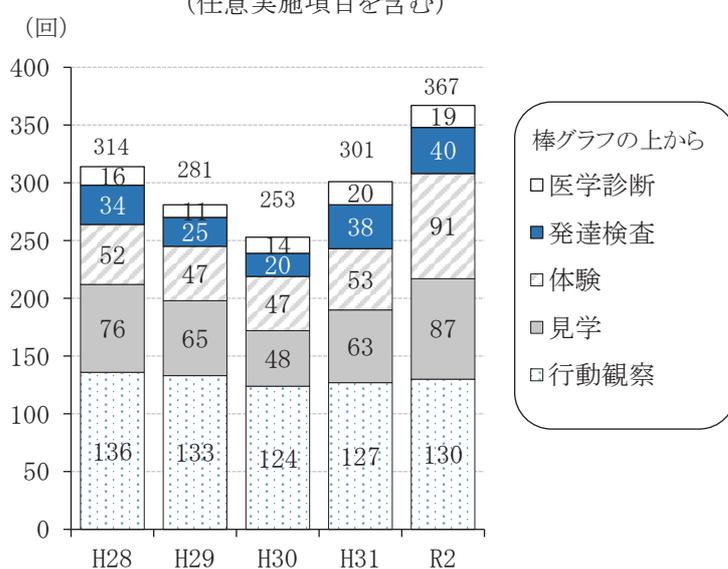


図11: 行動観察等実施延回数
(任意実施項目を含む)

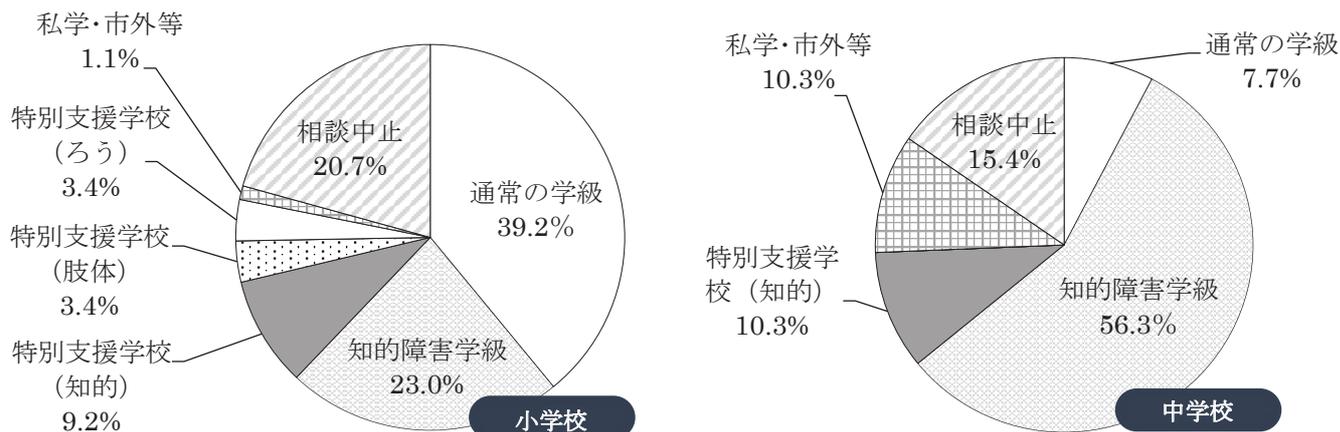


▶ 就学先の内訳

※ () 内の数字は、就学後も継続相談を要するケースで内数

	通常の 学級	特別支援 学級	特別支援学校			転出・ 私立	相談 中止	合計
			知的	肢体	ろう			
小学校	34 (24)	20 (8)	8	3	3	1	18	87 (32)
中学校	3 (1)	22 (0)	4	0	0	4	6	39 (1)
計	37 (25)	42 (8)	12	3	3	5	24	126 (33)

図 12: 所属別就学先内訳の構成



② 転学相談

* 基本的な流れは、就学相談と同じ相談プロセスで進みます。

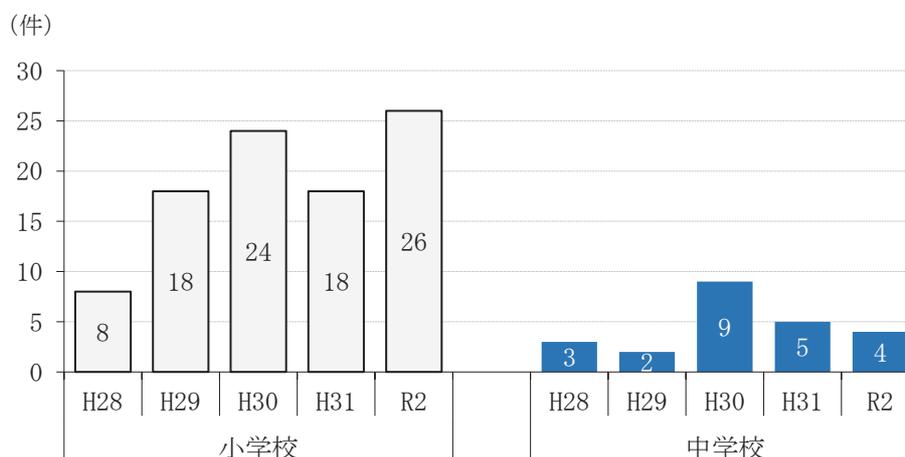
* 学校生活を通して見えてきた児童・生徒の適応状況や課題、発達的特徴等を学校と保護者が共通認識を持ち、特性に合ったよりよい学習環境を一緒に考えていきます。

相談の結果、最終的に保護者が転学を希望しなかった場合でも、相談の経過は在籍校にお伝えし、本人や保護者がその後も在籍校に相談しやすい関係性を築くようにしています。

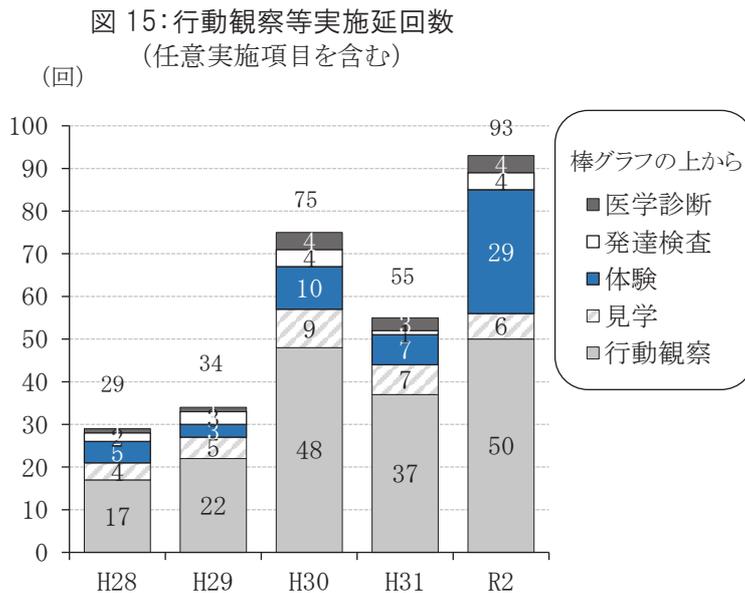
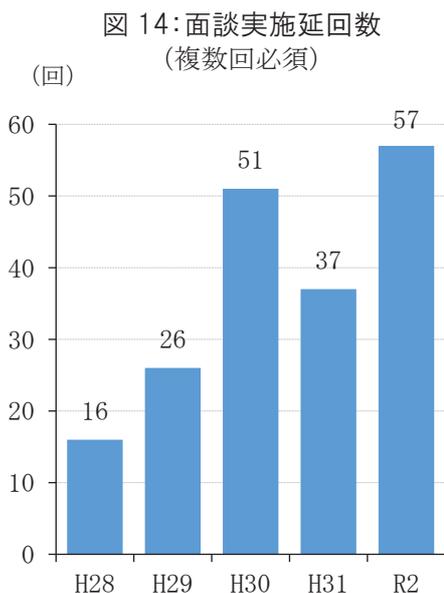
◆ 相談時間：月曜～金曜日・第2土曜／午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

▶ 転学相談の件数

図 13: 所属別転学相談件数の推移



▶ 転学相談プロセス別実施回数



③ 就学支援等検討委員会・就学支援部会の開催状況

就学相談では、本人・保護者の意向に加え、在籍している園や学校の所見、発達検査からみえる特性、かかりつけ医による診断、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見等を総合的に加味し、保護者へ就学先の提案をしています。

平成 29 年度からは、就学後も継続して面談や授業観察を行う対象者を広げ、より円滑な引継ぎと、保護者・学校との連携に努めています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
検討委員会	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
支援部会 開催回数	小学校 11 回 中学校 7 回	小学校 12 回 中学校 7 回	小学校 12 回 中学校 9 回	小学校 11 回 中学校 8 回	小学校 12 回 中学校 8 回
出席委員等	延 383 人	延 458 人	※延 265 人	※延 253 人	※延 264 人

※平成 30 年度からは委員・部会員のみを計上

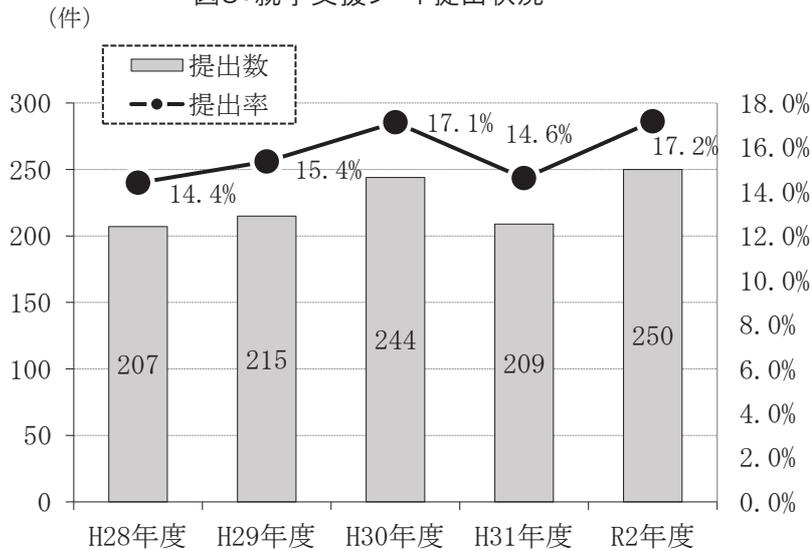
(3) 就学支援シート

小学校入学までの成長の歩みを大切にし、学校に入学してからも楽しく学習の積み重ねができるよう、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐためのツールが「就学支援シート」です。

保護者と幼稚園・保育園・その他専門機関の方とが協力して作成した後、教育支援課を通じて就学する学校に引き継ぎます。就学先の学校では「就学支援シート」を参考に、個別指導計画を作成したり、学級編成に活用したり、日常的な指導・支援のヒントにしたりします。

様式は、市内幼稚園・保育園等で年長児の保護者に配布したほか、市ホームページからのダウンロードや、本庁学務課窓口、隣接市幼稚園でも配布し、周知に努めました。また、就学を機に利用される方が多い学童保育所や放課後等デイサービスの初回面談等でもシートの情報をご活用いただけるよう、保護者向けのご案内に記載を追加しました。

図8: 就学支援シート提出状況



就学支援シートの令和2年度(令和3年4月就学児)の提出率は17.2%と過去最高の提出率となり、翌春就学者の5~6人に1人が利用している状況が継続し、活用が定着しています。

また、令和2年1月に、関係課とともに開発に取り組んできた『立川市サポートファイル・たちサポ』をリリースし、記録シートとステッカーの配布を開始しました。このファイルは、幼保・小の接続時だけに留まらず、就学前から卒業後までの支援情報を途切れなく把握し、所属や支援者が代わっても指導・支援に活かすため、また、相談に行く先々で類似した経過説明や資料提出を何度も求められる保護者の負担軽減を図るため、モニター会議等で保護者のご意見も取り入れながら開発したものです。

▶ 令和2年度就学支援シート提出者の属性

所属	幼稚園	市立保育園	私立保育園	その他	合計
利用者数	63	30	125	32	250

項目		No.2		
内容		保護者から	幼稚園・保育園から	その他専門機関から
関 心 ・ 関 与 の 事 項	○性格の特徴 ○行動の特徴 ○好きなこと(得意) ○苦手なこと(得意) ○文字、数 など	・自分が思っていたことができなかったり、予想していたことと違う結果になると、納得するまでに時間がかかる。 ・絵を描くこと、無理のルールで遊ぶことが好みます。	・初めて経験することには、失敗を恐れてなかなか取り組もうとしないことがあるので、事例にどうしたらよいかを具体的に伝え、少しでもできたところを褒めて、自信をつけていくようにしました。	
	○これまでの支援等で大切にされたこと ○就学後も引き続き、配慮してほしいこと ○その他伝えておきたいこと など	・初めてのことや、苦手なことなど、本人が取り組むのに時間がかかることでは、分かりやすい説明や、見本やモデルを見せていただければと思います。	・1日の予定やこれから行うことについて、具体物や絵カードなどを活用して、見通しをもたせるようにしました。	
記入番号		○ ○ ○ ○ ○		

たのしい学校生活のために

令和3年度 就学支援シート

子どもには、さまざまな個性があり、一人一人に夢や希望に裏打ちされた可能性がります。その可能性を大切に伸ばしていくために、小学校等への入学に向けて、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや配慮してきたこと、小学校に伝えたいことがあれば、教えてください。お子さんの豊かで楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について、みんなで一緒に考えていきましょう。

学校との面談希望
(有・無)

(フリガナ) お子さんのお名前	生年月日	平成 年 月 日	性別
保護者の方のお名前	続柄		
連絡先	〒 立川市 町		
在籍している幼稚園・保育園名	その他の専門機関名		
就学予定小学校	立川市立 小学校	小学校	

立川市教育委員会

IV-3. 特別支援教育の推進

(1) 立川市の特別支援学級

●特別支援学級（固定学級）

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童・生徒数 (R3.5.1 現在)	児童・生徒数 (R2.5.1 現在)
小学校	第一	あおぞら学級	知的障害	昭 29.4	22 (3)	17 (3)
	第五	こだま学級		昭 32.6	21 (3)	22 (3)
	第九	くわのみ学級		昭 59.4	35 (5)	35 (5)
	第十	すずかけ学級		昭 50.4	9 (2)	9 (2)
	松中	まつのみ学級		平 30.4	10 (2)	11 (2)
	新生	ひまわり学級		平 16.4	14 (2)	12 (2)
	若葉台	たんぼぼ学級		平 30.4	17 (3)	14 (2)
	第二	さくら学級	自閉症・情緒障害	令 3.4	9 (2)	—
小学校 計 8 校					137 (22)	120 (19)
中学校	立川第一	I 組	知的障害	昭 53.4	21 (3)	17 (3)
	立川第二	1 組		昭 39.4	15 (2)	17 (3)
	立川第五	10 組		昭 53.4	32 (4)	33 (5)
	中学校 計 3 校					68 (9)
					205 (31)	187 (30)

●小学校特別支援教室キラリ

区分	巡回 グループ	設置校・教室名	種別	開設	児童数 (R3.5.1 現在)	児童数 (R2.5.1 現在)		
小学校	第1	二小キラリ(旧:あけぼの)	情緒障害等	昭 55.4	14	17		
		五小キラリ		平 30.4	10	14		
		南砂小キラリ		平 28.4	13	12		
	第2	四小キラリ		平 28.4	11	12		
		一小キラリ		平 29.4	20	12		
		新生小キラリ		平 29.4	19	12		
	第3	七小キラリ(旧:あすなろ)		平 21.5	21	20		
		三小キラリ		平 28.4	25	24		
		六小キラリ		平 28.4	14	11		
	第4	八小キラリ(旧:つばさ)		平 26.4	25	33		
		十小キラリ		平 29.4	20	23		
	第5	幸小キラリ		平 29.4	30	27		
		柏小キラリ		平 30.4	14	18		
		若葉台小キラリ		平 30.4	16	16		
	第6	松中小キラリ(旧:はらっぱ)		平 18.4	26	34		
		西砂小キラリ		平 28.4	14	16		
	第7	大山小キラリ		平 28.4	19	18		
		九小キラリ		平 29.4	21	14		
		上砂川小キラリ		平 29.4	14	9		
	特別支援教室キラリ設置校 19 校 (うち拠点校 7 校)					346	342	

●通級指導学級

※カッコ内の数字は、学級数

区分	設置校名	学級名	種別	開設	児童数 (R3.5.1 現在)	児童数 (R2.5.1 現在)
小学校	第七	ことばの教室	言語障害	平 18.4	24 (2)	23 (2)
	第八	きこえとことばの 教室	難聴	昭 51.4	6 (1)	8 (1)
			言語障害		69 (4)	74 (4)
難聴 1 校 / 言語障害 2 校					99 (7)	105 (7)

●中学校特別支援教室プラス

区分	巡回 グループ	設置校・教室名	種別	開設	生徒数 (R3.5.1 現在)	生徒数 (R2.5.1 現在)
中学校	第1	三中プラス(旧:羽衣)	情緒障害等	平 24.4	27	30
		二中プラス		令 3.4	6	—
	第2	六中プラス(旧:泉)		平元.4	21	24
		四中プラス		令 2.4	10	7
		九中プラス		平 31.4	12	13
	第3	七中プラス		令 2.4	19	5
		五中プラス		令 2.4	19	14
	第4	八中プラス(旧:富士見)		平 9.4	6	8
		一中プラス		令 3.4	6	—
	特別支援教室プラス設置校 9 校 (うち拠点校 4 校)					126

図 17: 小学校児童に占める特別支援学級等の内訳(各年 5 月 1 日現在)

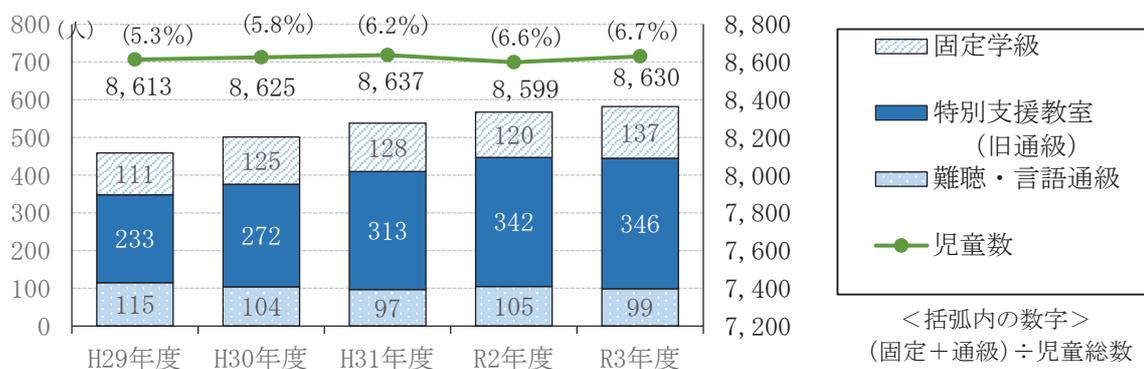
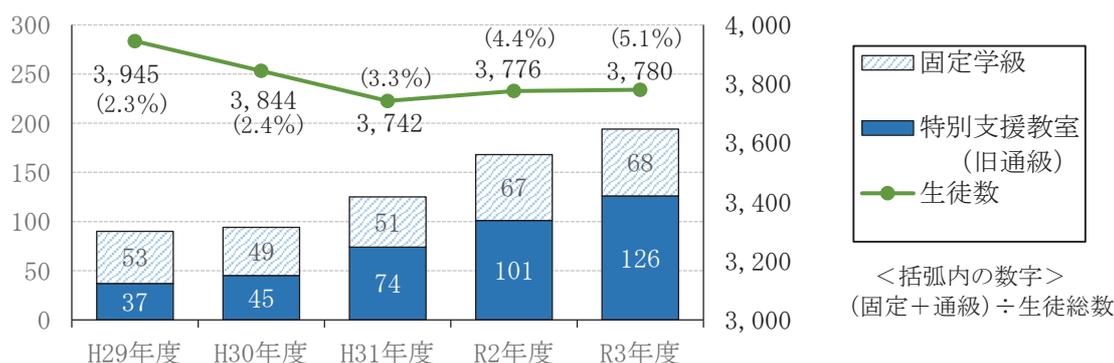


図 18: 中学校生徒に占める特別援学級等の内訳(各年 5 月 1 日現在)



小学校においては、自閉症・情緒障害特別支援学級新設等により、特別支援学級在籍児童数が大きく増加しました。

中学校においては、特別支援教室の設置校が順次拡大したことにより、利用者の増加傾向が続いています。

(2) 通級指導学級／特別支援教室の利用相談

通常の学級に在籍している言語障害、難聴、情緒障害等のある児童・生徒を対象に、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、一部の時間を、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた課題や困難の改善・克服を目指した指導を行っています。

立川市では、東京都のガイドラインに沿い、平成 28 年度から順次、小学校の情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に移行し、平成 30 年 4 月に全校設置が完了。引き続き、平成 31 年度から中学校への設置を進め、令和 3 年 4 月に全校設置が完了しました。

ア. 利用決定までの流れ（小学校特別支援教室キラリの場合／令和 2 年度版）

①保護者から学校への相談、保護者との連携

特別支援教室キラリの利用にあたっては、家庭と十分な連携を図ります。

②校内委員会

校内委員会で指導が必要とされた児童の保護者にキラリの利用をお勧めする、①と②の順序が逆になるケースも多くあります。

在籍校の校内委員会等で、課題や指導の目標、利用の必要性を協議します。

③特別支援教室キラリ体験申込書を教育委員会に提出

在籍校を通じて、保護者より「特別支援教室キラリ体験申込書」を提出していただきます。

④キラリの見学、巡回指導教員等による保護者面談、体験を通じた行動観察等

家庭での様子や成育歴、医療機関の受診状況等もお聞きします。

⑤入級申請書類の作成及び提出

保護者より、利用申請書、発達検査の結果の写しをご提出いただきます。
在籍校とキラリ拠点校は、利用判定の審査に必要な所見をまとめます。

⑥審査会の開催

提出された申請書類を基に、利用の可否や必要な指導・支援について検討する審査会を開催します。体験時の様子等を聴取したり、利用開始後の目標等について専門家を交えた協議を行ったりしています。（年 5 回）

⑦利用（又は利用不許可）の決定

※利用終了の場合も、原則的な流れは同じです。
※審査の結果、利用が認められないこともあります。

イ. 令和2年度通級指導学級入退級審査会等の開催実績

	小学校		中学校
審査区分	難聴・言語障害	特別支援教室キラリ	特別支援教室プラス
開催回数	4回	5回	5回
外部委員	木村 寿代 氏 (言語聴覚士)	堀切 知子 氏 (東京都立小児総合医療センター 公認心理師)	原 徹子 氏 (公認心理師)

ウ. 通級指導学級と特別支援教室の在籍者数・入退級実績の推移

	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
	小学校		中学校	小学校		中学校	小学校		中学校
	難・言	情緒	情緒	難・言	情緒	情緒	難・言	キラリ	プラス
5/1現在 在籍数	104	272	45	97	313	74	105	342	101
入級審査	31	124(2)	59(1)	38	136	63	23	108(2)	66(2)
退級審査	22	22	2	17	33	7	9	29	8

※()内の数字は、審査会において入級が認められなかった件数。

エ. 特別支援教室保護者説明会の開催（小学6年生の保護者対象）

	対象校区	開催日時	参加者数	会場
①	立川三中	R 2. 9/19 (土) 午後2時～	13名	各中学校
②	立川六中	R 2. 10/3 (土) 午前9時～、午後2時～	11名	
③	立川七中	R 2. 10/22 (木) 午後2時30分～	13名	
④	立川八中	R 2. 11/4 (水) 午後2時	13名	
内容:特別支援教室の手続きや利用状況、指導の実際、学級の施設見学、個人面談(希望制)				

(3) 中学校特別支援教室プラスの整備

東京都では、発達障害のある児童をより早期に一人でも多く適切な指導につなげるため、従来の情緒障害等通級指導学級の仕組みを変え、巡回指導教員が児童の在籍校で指導を行う「特別支援教室」への転換を図ることとし、平成28年度以降、順次導入が進められました。

本市では、小学校においては平成30年4月に全校に設置が完了し、中学校においては、平成31年4月より特別支援教室「プラス」を2校試行導入、令和2年4月に、新たに5校の導入を経て、令和2年度、残る未導入2校について、保護者への理解啓発や、必要な教材等の備品購入・空調機設置工事等の環境整備に取り組み、令和3年3月に、全中学校への設置が完了しました。



写真は一中プラス(立川第一中学校)

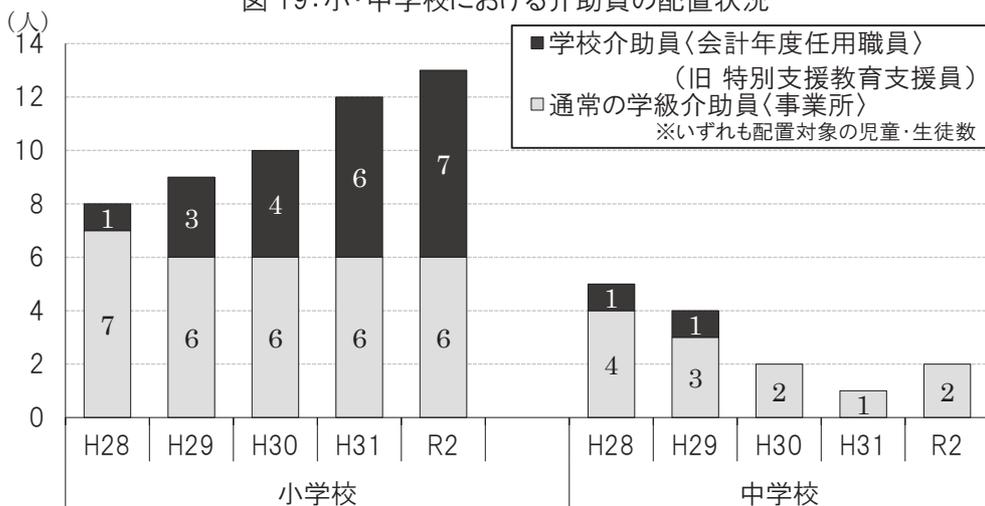
(4) 通常の学級介助員事業

通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒に介助員を派遣し、移動等の介助を行い、学校生活における支援を行いました。

立川市では本事業を、平成 22 年度より社会福祉協議会等に委託し、円滑な事業運営を図るため、事業所連絡会や事業所主催研修を実施しました。

ア. 介助員の配置状況

図 19: 小・中学校における介助員の配置状況



イ. 事業所が実施した通常の学級介助員の研修

開催日時	内容
R 3.3 月	テーマ「障害者虐待の防止について」 ※新型コロナウイルス感染防止のため、自宅にて教材学習の上レポート提出

ウ. 事業所連絡会の開催

開催日時	会場
R 2. 8 / 25 (火) 午前 10 時 45 分～12 時 00 分	子ども未来センター
R 3. 2 / 26 (金) 午前 10 時 00 分～11 時 30 分	子ども未来センター

(5) 介助員等の研修や専門性向上の取り組み

ア. 特別支援学級臨時指導員連絡会

小・中学校の特別支援学級に臨時指導員（介助員）を配置するとともに、連絡会を開催し、研修等の機会を確保しました。令和 2 年度は学校介助員と合同で開催しました。

	開催日時	研修内容	参加
①	R 2. 4 / 2 (木) 午後 3 時 00 分～4 時 30 分	人権に配慮した支援について (講師:教育委員会統括指導主事)	52 名

イ. 特別支援学校との連携や教育支援相談員の学級訪問

➤ 知的障害学級専門性向上プラン

東京都立武蔵台学園より特別支援教育コーディネーターの派遣及び助言を受け、授業改善や教室環境整備、教材開発等を通して、特別支援教育の専門性向上に取り組みました。

○知的障害学級専門性向上プラン実施内容（計4回）

	時 期	学校・学級	内 容
①	R2.9/1（火）	第九小学校 くわのみ学級	打合せ
②	R2.9/17（木）	第九小学校 くわのみ学級	授業観察及び助言
③	R2.10/1（木）	第九小学校 くわのみ学級	授業観察及び助言
④	R2.10/15（木）	第九小学校 くわのみ学級	固定学級担任研修

➤ 教育支援相談員の活動

教育支援相談員が小・中学校を訪問し、指導・助言を行っています。

<知的障害・肢体不自由分野>

○授業観察の実施等 （計 56 回）

	小学校	中学校	計(回)
授業観察	10	2	12
支援会議	25	5	30
避難訓練	1	2	3
※その他	10	1	11

※階段昇降機研修等、
施設確認

○知的障害学級訪問による指導・助言（計 11 回）

学校名	訪問回数	内容
第一小 あおぞら学級	2 回	・校外活動・医療的ケア打合せ等
第五小 こだま学級	1 回	・授業観察と助言
第十小 すずかけ学級	1 回	・児童カンファレンス
立川第一中 I 組	5 回	・顔合せ・授業観察と助言
立川第二中 1 組	1 回	・顔合せ
立川第五中 10 組	1 回	・顔合せ

<医療的ケア分野>

○支援会議の実施（計 4 回）

	小学校	中学校	計(回)
・顔合せ ・医療的ケア内容確認 ・校外活動等の事前打ち合わせ	2	2	4

<情緒障害分野>

○特別支援教室公開授業（計8回）

拠点校	実施校	実施日	自立活動・単元名(題材)
第二小	第二小	R2.11/18(水)	小集団指導 社会性の自立活動 「協力して感じ宝探しをしてみよう」
松中小	西砂小	R2.11/20(金)	個別指導 「社会性の自立活動 アンガーマネジメント他」
第四小	第一小	R2.11/30(月)	①小集団指導 「身体性の自立活動 身体づくりとボールゲーム他」 ②小集団・個別指導 「SST 他」
大山小	上砂川小	R2.12/1(火)	小集団指導 社会性の自立活動 「自分の考えを伝えよう」
第七小	第七小	R2.12/7(月)	個別指導 「算数概念や数的推論（文章題）が苦手な児童への個別指導」
立川第三中	立川第三中	R2.11/24(火)	個別指導 「社会性の自立活動 面接指導他」
立川第六中	立川第六中	R2.12/9(水)	小集団・個別指導 「コミュニケーション活動他」
立川第八中	立川第八中	R2.12/14(月)	小集団指導 「コミュニケーション他」

○校内委員会への出席（計5回）

学校名	日時	学校名	日時
立川第三中	R2.10/1(木) 8:50～9:40	上砂川小	R2.11/18(水) 16:20～16:45
新生小	R2.10/2(金) 15:00～15:45	第四小	R2.12/23(水) 15:30～16:20
南砂小	R2.10/13(火) 14:10～14:40		

○特別支援教室訪問による指導・助言（計6回）

学校名	内容
<p>【拠点校】第七小・幸小・松中小 立川第七中・立川第八中</p> <p>【巡回校】立川第四中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導計画・個別支援計画 ・指導記録 ・巡回指導計画確認（拠点校のみ） ・学習指導案 ・授業観察・協議・施設見学 ・学級要覧 ・運営および児童・生徒の様子等の情報交換

(6) ことばの巡回相談事業

学校での特別支援教育の取組を支援するため、言語聴覚士による巡回相談を定例実施とし、医療や通級につながっていない児童・生徒の指導上の助言を行いました。

回	開催日	場所	回	開催日	場所
①	R 2. 7 / 3 (金)	第四小学校	⑦	R 2. 10 / 7 (水)	第六小学校
②	R 2. 7 / 13 (月)	第二小学校	⑧	R 2. 10 / 27 (火)	第三小学校
③	R 2. 7 / 20 (月)	第五小学校	⑨	R 2. 11 / 2 (月)	南砂小学校
④	R 2. 7 / 27 (月)	第九小学校	⑩	R 2. 12 / 4 (金)	柏小学校
⑤	R 2. 9 / 18 (金)	若葉台小学校	⑪	R 3. 1 / 26 (火)	第九小学校
⑥	R 2. 9 / 24 (木)	第四小学校	⑫	R 3. 2 / 22 (月)	第十小学校

助言者：言語聴覚士

(7) 特別支援教育連絡会の開催

立川市では、特別支援教育の推進及び充実に向け、関係部局及び関係機関（幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校・福祉事業所・医師等）とネットワークを結び、途切れすき間のない連携や支援体制を構築することを目的として、平成26年8月に『特別支援教育連絡会』を設置しています。令和2年度は、コロナ禍により、3回中2回が中止となりましたが、唯一開催できた回において、自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況や、策定した第3次特別支援教育実施計画及び第2次発達支援計画の内容を共有しました。

回	開催日	検討内容等
①	R 2. 10 / 29 (木)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 事業概要（平成31年度実績）について 令和2年度 主な重点取組事業の進捗状況について 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた検討状況について 策定計画の報告（第3次特別支援教育実施計画・第2次発達支援計画）

(8) 特別支援教育講演会の開催

立川市では、第3次特別支援教育実施計画に基づき、発達障害教育を含む特別支援教育の推進及び理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に特別支援教育をテーマとする講演会を開催し、障害に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組んでいます。

令和2年度は、その現実的・具体的なテーマ・内容から参加者の高い評価を得ました。

開催日 / 会場	テーマ（講師） / 参加人数
R 2. 10 / 16 (金) 女性総合センター・ アイムホール	「障害者の将来の生活設計と家族の準備」 ◆講師：綿 祐二 氏 （日本福祉大学/福祉経営学部長/教授） ◆参加人数：45名

主催：22年度特別支援教育連絡会
令和2年10月16日 特別支援教育講演会
 午前10時～11時45分
地域共生社会の理想と現実
 ～障害者の将来の生活設計と家族の準備～
 日本福祉大学□福祉経営学部長□教授・
 社会福祉法人□聴月会□理事長
【講師】 わた ゆうじ
綿 祐二さん
 【経歴 プロフィール】
 東京聖立大学法学部助手、長崎国際大学人間社会学部社会福祉学和論教授、
 文京学院大学人文学部人文学科・大学院人文学部研究科教授を経て、
 現職に就任。また、2005年12月から、社会福祉法人聴月会理事兼専任、
 事業のある方やその家族の自立生活や地域での学びに関する分野を専門
 として自身の経験を活かした講演活動などを行っている。
 聴月会が運営する事業所は、立川近隣の地域では、都立市に「わかばの家」
 をはじめ、「三葉市立聴月会センター（17号館のりっく）」や「西東京市地
 域活動支援センター（グループ）」など22事業所を運営している。
 ※90分、9時30分
 ※申し込みは、電話または講演の「申込書」をFAXにて。
【会場】 女性総合センターホール（アイムホール）
 （立川市曙町2-39-2ファール立川センター5F）
 ※申込みに関するお問い合わせ先
 立川市教育委員会 教育支援課（月～土曜/9時～17時） ☎ 042-527-6171
 ☎ 042-528-6875

<案内チラシ>

IV-4. その他の活動

(1) 特別支援教育就学奨励費の支給

特別支援学級などに在籍している保護者の経済的負担を軽減するため、就学（通級）にかかる経費の一部を支給しています。

▶ 対象者

- ① 特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ② 通級指導学級等に通級している児童・生徒の保護者
- ③ 通常の学級に在籍している学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

○ 受給者数の推移

	平成30年度			平成31年度			令和2年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
日光移動教室・修学旅行参加費	13	13	26	19	7	26	0	2	2
学用品・通学用品費	98	39	137	97	37	134	96	50	146
新入学用品・通学用品費	17	13	30	8	10	18	5	16	21
通学費	17	25	42	17	25	42	19	19	38
通学付添費	92	5	97	83	4	87	83	7	90
宿泊学習参加費	122	39	161	128	44	172	112	22	134
卒業アルバム代	11	13	24	17	6	23	13	12	25
学校給食費	98		98	97		97	95		95
弁当給食費		33	33		37	37		50	50
ミルク給食費		36	36		37	37		50	50
校外活動参加費	124	62	186	119	69	188	51	28	79
臨時学用品・通学用品費							70	48	118

(2) 自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）の新設

通常の学級による合理的配慮と特別支援教室の指導では十分な教育的効果を上げることが困難な障害特性を有する児童が増加しています。この背景を踏まえ、令和3年4月に、第二小学校に新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することとし、2か年にわたり開級に向けた準備を進めました。

▶ 学級名称について

第二小学校では固定学級の新規開設にあたり、学級名について、第二小学校の児童が児童会を中心に検討し、「さくら学級」に決定しました。

校庭のピンクの桜が優しい雰囲気だから／二小の桜がきれいだから／
「やさしく、楽し^く、自分^らしく」から

➤ 自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会の開催

回	開催日	検討内容等
1	R元. 6/18 (火)	・自閉症・情緒障害特別支援学級の考え方について ・特別支援学級の設置場所について ・児童・保護者・教職員への周知について
2	R元. 7/11 (木)	・入級基準等/入級手続き等について
3	R元. 8/28 (水)	・報告・周知のスケジュールについて ・入級基準等/入級手続き等について
4	R元. 11/18 (月)	・開設にむけた取り組みについて ・入級手続き等について
5	R2. 1/27 (月)	・報告・周知のスケジュールについて ・開設に向けた検討について
6	R2. 7/14 (火)	・立川市自閉症・情緒障害特別支援学級の考え方 ・教育課程(週時程表等)について ・学級名の選定状況等について
7	R2. 9/8 (火)	・保護者への理解啓発の方法について ・就学、転学相談の状況 ・工事及び備品等購入スケジュール ・教育課程の編成について
8	R3. 2/9 (火)	・就学、転学相談の状況(入学者の決定) ・開級準備の進行状況について(教育委員会・学校等) ・施設内覧会について

➤ 第二小学校保護者、地域等への周知活動

実施日	内容	対象者
R元.12	各会議へ伺っての説明	小学校の教職員 PTA運営委員会・青少健
	周知チラシ配布	二小保護者
R2.2	教育情報誌「たち」への記事掲載 (開設の決定)	市民
R2.5	「広報たちかわ」への記事掲載 (開設の決定)	市民
R2.10	周知チラシ配布	二小保護者
R2.11	教育情報誌「たち」への記事掲載 (学級名の決定)	市民
R3.3	内覧会	さくら学級入級予定者



さくら学級の子どもたちに配慮した教室。
集中できる工夫がちりばめられています。



専門家から教職員へのアドバイス風景。
熱心に聞き入ります。

施設編（立川市子ども未来センター）



立川市子ども未来センター外観



立川市子ども未来センター施設概要

立川市子ども未来センターは、旧市庁舎を改修して新たに設置された施設です。子育て・教育、文化芸術活動及び市民活動を支援するとともに、地域のにぎわいを創出することを目的としています。

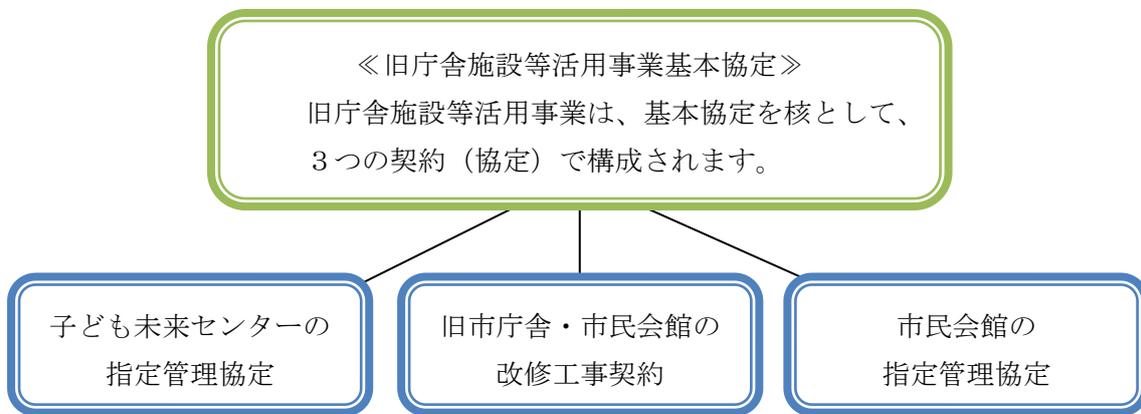
子ども未来センター 概要 ※本概要はオープン当時のもの。	
所在地	住所 〒190-0022 立川市錦町3丁目2番26号 電話：042-529-8682
面積	敷地面積 9,222.28㎡ 建築面積 1,733.94㎡ 延床面積 4,319.86㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（テラス：鉄骨造） 地下1階 地上2階
改修工事費	800,415,000円 （竣工：平成24年11月30日）
開館	平成24年12月25日
2階	立川まんがぱーく 協働事務室 会議室（2室）
1階	子ども家庭支援センター 特別支援教育課（現：教育支援課） 子育てひろば グループ活動室 一時預かり室 錦連絡所 会議室（2室） ※うち1室は発達支援事業専用
地階	スタジオ／ギャラリー アトリエ（3室）／多目的室
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども未来センターと市民会館を一体的に活用することとしています。 ➤ 指定管理者（合人社計画研究所グループ）による管理運営です。 ➤ 指定期間：平成24年12月1日～平成36年3月31日（11年4ヶ月） ➤ 指定管理料：1,478,377,500円（税抜）+水道光熱費+駐車場補償料 <p>※合人社計画研究所グループ構成企業（9社） 株式会社合人社計画研究所（代表企業）、清水建設株式会社、株式会社佐藤総合計画、株式会社共立、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、街制作室株式会社、株式会社 studio-L、株式会社ムービック・プロモートサービス、株式会社壽屋</p>

- J R 立川駅から徒歩 13 分
- 多摩都市モノレール立川南駅から徒歩 12 分
- J R 西国立駅から徒歩 7 分
- 有料駐車場（60 台）。施設利用者は最初の 1 時間無料。子ども家庭支援センター・教育支援課への来所者、障害のある方などには減免あり。
- 休館日は年末年始のみ

1. 旧庁舎施設等活用事業について

(1) 事業の全体像

- 旧市庁舎（現：子ども未来センター）と市民会館（現：RISURU ホール）を一体的に有効活用するため、改修整備と維持管理・運営について、民間事業者からの公募による事業提案を求めたものです。
- 応募のあった事業所のうち、プロポーザル方式によって『合人社計画研究所グループ』が選定されました。
- 子ども未来センターは平成 24 年 11 月 30 日に改修工事を終えて、同年 12 月 25 日から新規施設として稼動しています（指定管理は 12 月 1 日から。）。
- 市民会館は平成 25 年 11 月 29 日に改修工事を終えて、同年 11 月 30 日から新指定管理者が管理運営を開始しています。その後、ネーミングライツによって多摩信用金庫が命名権者となり、「たましん RISURU ホール」の愛称で呼ばれるようになりました。



(2) 事業の経過

本事業は、周辺住民を中心とした市民等との協議を重ねながら進められてきました。

年月	項目	内容
平成 16 年 3 月	「現庁舎敷地利用計画 市民案」立川市新庁舎 建設市民 100 人委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 現庁舎敷地利用の提案 ● 今後の提案 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくり協議会」の設立 ➢ 「立川駅南口周辺地区まちづくりマスタープラン」「施設計画」「施設計画実現のためのプログラム」の検討
平成 19 年 3 月 平成 16～ 18 年度	「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」 立川駅南口周辺まちづくり協議会（平成 17 年 3 月 30 日設置）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用計画市民案」を受けての検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 夢プラン 1－南口の活性化に向けて ➢ 夢プラン 2－敷地利用に向けて
平成 21 年 3 月	現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 1：南口の活性化に向けて」を受け、現庁舎周辺地域グランドデザインの策定に向け、①地域を取り巻く諸状況と地域特性の整理 ②地域のまちづくりビジョン（地域戦略案）の検討 ③現庁舎周辺地区整備の方向づけ ④まちづくりビジョンの実現化のための基本戦略の検討 を行った。

年月	項目	内容
平成 22 年 1 月 平成 20～23 年 度	立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議中間まとめ策定 立川市現庁舎施設等活用事業市民検討会議（平成 21 年 3 月～12 月に検討、平成 23 年 8 月 23 日廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎敷地利用を中心とした南口の活性化に向けて」「夢プラン 2：敷地利用に向けて」を受け、現庁舎敷地、施設の利活用について検討 ● 機能導入の基本方針、①子育て支援の推進 ②市民活動の推進 ③にぎわいの創出・活性化 ④文化芸術のまちづくり ⑤行政機能の補完 について合意 ● 旧庁舎周辺地域グランドデザイン「ステージ 1」の取組として民間のノウハウを活用し、第二庁舎、オープンスペース、市民会館の一体的利活用方策の検討について了承
平成 22 年度	旧庁舎周辺地域グランドデザイン策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 「現庁舎周辺地域グランドデザイン基礎調査」に基づき「旧庁舎周辺地域グランドデザイン」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の価値を高め、市民・関係者・行政等が目標とする「まちづくりビジョン」 ▶ まちづくりビジョン実現への時間軸の流れを示し、その“ときどき”をどのように取り組むかを明らかにする「プログラム」 ▶ 建物や道路・公園等の整備に係る「ガイドライン」
平成 22 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業民間事業者意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業に事業条件の提示、意見聴取
平成 23 年 1 月	旧庁舎施設等活用事業募集要項公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設改修方針、維持管理・運営事業の考え方について募集要項、要求水準書等を公表（25 日）
平成 23 年 4 月	旧庁舎施設等活用事業事業者選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募 3 グループについて、有識者 5 名による審査委員会による選考を行い、合人社計画研究所グループ（9 社構成）を選定
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業基本協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループと締結 ● 改修工事、旧庁舎施設指定管理者協定、市民会館指定管理者協定の 3 契約の一体性確保について記載
平成 23 年 9 月	旧庁舎施設等活用事業第 1 回説明会の開催（8 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本協定締結に合わせ、事業者の提案する事業の説明会を実施
平成 23 年 10 月	旧庁舎施設等活用事業改修工事 契約締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設、市民会館の改修工事契約の締結 ● 旧庁舎施設の引渡し期限＝平成 24 年 11 月 30 日 ● 市民会館の引渡し期限＝平成 25 年 11 月 29 日 ● 総額 24 億 2550 万円（旧庁舎 7 億 6545 万円、市民会館 16 億 6005 万円）
平成 23 年 12 月	やすらぎ通り拡幅の方向性の決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働金庫の移転に伴う用地の公社による先行取得
平成 24 年 2 月	旧庁舎施設等活用事業第 2 回説明会の開催（21 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の基本レイアウトの決定に伴い説明会を実施
平成 24 年 4 月	担当部署の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりの観点から総合政策部まちづくり調整課が担っていた本事業を、文化芸術振興等の観点から産業文化部地域文化課が担当することとなった。
平成 24 年 5 月	旧庁舎施設等活用事業第 3 回説明会の開催（19 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の工事着手を控えて説明会を実施 ● 旧庁舎施設で行われる各種事業の内容を説明
平成 24 年 6 月	旧庁舎施設の改修工事開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 着工

年月	項目	内容
平成 24 年 6 月	施設名称の決定（6 月議会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧庁舎施設の名称が「立川市子ども未来センター」に決定（条例制定） ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事変更契約のための補正予算
平成 24 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループを子ども未来センターの指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 24 年 9 月	子ども未来センター指定管理者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算 ● 旧庁舎施設等活用事業改修工事請負契約変更契約（子ども未来センター分） ⇒地下レイアウト変更、駐輪場屋根設置、身障者用駐車場屋根設置、躯体補修
平成 24 年 11 月	旧庁舎施設等活用事業第 4 回説明会の開催（18 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども未来センターの貸館利用及び市民会館改修工事の概要について説明会を開催
平成 24 年 11 月	子ども未来センター指定管理者協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者協定及び平成 24 年度の年度協定を締結
平成 24 年 11 月	子ども未来センター改修工事竣工（30 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども未来センターの改修工事が竣工 ● 12 月 1 日から指定管理開始
平成 24 年 12 月	子ども未来センターのオープン（25 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設記念式典を開催
平成 25 年 1 月	オープニングイベント（12・13 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 財団に委託してオープニングイベントを開催
平成 25 年 2 月	貸室利用の開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般利用者への施設貸出を開始
平成 25 年 2 月	市民会館の改修工事開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 着工
平成 25 年 3 月	グランドオープン（20 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 立川まんがぱーくのオープン ● グランドオープンイベントの開催
平成 25 年 4 月	市民会館追加工事契約その 1	<ul style="list-style-type: none"> ● E V 新設、躯体補修についての追加工事契約締結
平成 25 年 6 月	条例改正・補正予算（6 月議会）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館条例の改正（改修工事に伴う部屋の変更等） ● 追加工事の補正予算
平成 25 年 7 月	市民会館追加工事契約その 2	<ul style="list-style-type: none"> ● レイアウト変更、アスベスト除去、消防設備不具合対応、給水配管修繕についての追加工事契約締結
平成 25 年 7 月	公の施設指定管理者候補者選定審査会	<ul style="list-style-type: none"> ● 合人社計画研究所グループを市民会館の指定管理者候補者として選定することについて諮問・答申
平成 25 年 8 月	ネーミングライツ協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩信用金庫とネーミングライツ協定を締結（たましん RISURU ホールと命名）
平成 25 年 9 月	市民会館指定管理者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 9 月議会において指定の議決、指定管理料の補正予算
平成 25 年 11 月	市民会館改修工事竣工（29 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館の改修工事が竣工
平成 26 年 1 月	市民会館のオープン	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館での受付業務開始（4 日） ● リニューアルオープン記念事業の開催（9 日） ● 1 月中は財団事業等の利用のみ
平成 26 年 2 月	施設利用の開始（1 日）	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般利用者への施設貸出を開始

2. 子ども未来センターの機能

(1) 子育て・教育支援

子ども家庭支援センター及び教育支援課が同居し、途切れのない発達支援とすき間のない子育て・教育支援を行っています。指定管理者も各種事業を展開しています。

①子ども家庭支援センター運営事業（市）

0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け付けているほか、さまざまな子育て支援事業を実施しています。また、児童虐待通告受付の機能も担っています。

②ファミリー・サポート・センター事業（市）

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）とお手伝いできる方（援助会員）が相互に登録して地域で助け合います。

③子ども総合相談受付（市）

どこに相談すればよいか迷っている子どもや保護者の話を聞いて課題を整理し、関係機関と連携して支援に繋がっています。

④発達支援事業（市）

子どもの発達が気になる保護者や関係者に、発達段階や状態に配慮した接し方、遊びの工夫など、専門的なアドバイスを行い、早期からの継続した支援を行っています。また、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じたグループ指導も行っています。

⑤就学相談事業（市）

心身の障害などがある子どもの小・中学校への就学について、子どもが持っている可能性を十分に発揮し、生き生きと楽しい学校生活を送れるよう、専門の相談員が必要な情報を提供しながら、保護者と一緒に考えます。

⑥教育相談事業（市）

幼稚園・学校に行きたがらない、友達と仲良く遊べない、気になる癖があるなど、学校や家庭での悩みや気掛かりなことについて、公認心理師等が相談にあたります。

⑦子育て支援啓発事業（指定管理者）

子育て情報の提供や子育て講座の開催などを行います。

⑧一時預かり保育（指定管理者）

家庭で育児をしている保護者の心身のリフレッシュや急用に対応するため、乳幼児の一時預かり保育を行います（登録制・有料）。

⑨子育てひろば（指定管理者）

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流する場です。

(2) 文化芸術活動支援

会議室、音楽活動やダンスができるスタジオ、創作活動に便利なアトリエ、文化芸術作品を展示するギャラリー、各種イベントに利用できるテラスや広場など、子ども未来センター内の施設を貸し出しています。文化芸術の教室・講座も開催します。

①若手芸術家等の育成支援（市・財団・指定管理者）

②ギャラリー展示（市・財団・指定管理者）

③教室、講座、イベント（財団・指定管理者）

（3）市民活動支援

市民活動コーディネーターが市民活動団体の支援を行っています。施設を舞台に展開されるプログラムの企画や情報発信などの広報活動、他団体とのつながりづくりなどをサポートします。

- ①プログラムの企画、実施サポート
- ②情報発信、PR活動のサポート
- ③団体同士のコーディネート
- ④各関係団体との連携、調整

（4）その他

- ①錦連絡所（市）
各種証明書の発行、市税などの収納業務
- ②災害時における防災物品の備蓄（市）
- ③立川まんがぱーク（指定管理者）
- ④月1回以上の広場イベント等（指定管理者）
- ⑤施設の貸出し業務（指定管理者）

3. にぎわい機能について

この施設は、集客することで回遊性を高め、地域の活性化を図ることも目的としています。設備改修から物品の調達まで全てにおいて、指定管理者が自らの費用負担と責任において行います。

（1）立川まんがぱーク

指定管理者が施設の一部を使って観光拠点として整備しました。“昭和の古民家”をコンセプトとし、畳や押し入れを採り入れた造りとなっています。家族みんなでまんがを楽しんでもらえるよう各世代の代表的なまんがを幅広く豊富にそろえており、自由に閲覧することができます（有料）。カフェを含めた売り上げは指定管理者の収益となりますが、そのうちの5%が市に納付されます。

①入場料

大人（15才以上）：400円 小人（小・中学生）：200円 未就学児：無料（大人の付添）

②開園時間

平日：午前10時から午後7時まで 土・日・祝日：午前10時から午後8時まで

③蔵書数

約40,000冊。今後、リクエスト等を受けながら50,000冊程度とする予定。「うんちく学習まんが」の選定に力を入れています。

（2）広場イベント（月1回以上）

広場を利用してフリーマーケット等のイベントを開催しています。

3. 沿革

◎＝子ども家庭支援センター ○＝ファミリー・サポート・センター □＝教育支援課

	時期	内 容
◎	平成 7 (1995) 年	東京都が「子ども家庭支援センター事業」を開始。
◎	平成 12 (2000) 年	4 月 平成 10 年度に策定された「たちかわ子ども生き生きプラン(立川市子ども家庭支援計画)」に基づき、女性総合センターアイム 1 階に、立川市子ども家庭支援センターを開設。
○		6 月 子ども家庭支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置。同年 9 月より援助活動を開始。
◎ ○	平成 15 (2003) 年	国の次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)や少子化社会対策基本法(同年法律第 133 号)などが制定され、地域社会における子育て支援体制の一層の整備が求められるようになる。
◎	平成 16 (2004) 年	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 153 号)により、子どもと家庭の相談に対応することが市町村の義務として法律上明確にされる。
◎	平成 17 (2005) 年	児童福祉法第 10 条第 4 項の改正を受け、立川市の子ども家庭支援センターは東京都の先駆型センターとなる。児童虐待の予防と早期発見、見守りサポート業務を付加し、対応できる職員体制となった。
◎ □	平成 21 (2009) 年	12 月 『第 1 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン』(平成 17 年策定)の重要取組事業として発足した「立川市途切れのない発達支援検討ワーキンググループ」による最終報告書がまとまる。
◎ ○ □	平成 22 (2010) 年	5 月 市役所本庁舎が立川駅北口の泉町へ移転。これに伴い、市は『立川市旧庁舎周辺地域グランドデザイン』を公表。庁舎跡施設を、乳幼児期から学齢期までの途切れのない発達支援(下記①～⑥の事業)を実現する、子ども総合相談の拠点として利活用する方針を固め、準備検討に入る。同時に、子ども家庭支援センター等が、旧庁舎に隣接する立川市錦町 4-1-19(立川市簡易裁判所跡施設)に移転する。 ①子どもと家庭の総合相談窓口である子ども家庭支援センター(ファミリー・サポート・センターを含む) ②ドリーム学園(心身障害児通所訓練事業)の発達相談事業及び外来母子通園事業 ③教育委員会指導課所管の教育相談事業 ④教育委員会学務課所管の就学相談事業、就学奨励費事業 ⑤民間活力導入による乳幼児の一時預かり事業 ⑥子育てひろば事業と子育て支援啓発事業
○ □	平成 24 (2012) 年	4 月 組織改正により、子ども家庭支援センターは課に昇格。発達支援係を設置し、上記事業の②も担当することとなる。また、上記事業③と④をはじめ、特別支援教育関連の処務を一体的に取り扱う「特別支援教育課」を教育委員会事務局に新設。
◎ ○ □		12 月 同月 25 日、旧庁舎跡施設を改修した『子ども未来センター』の行政機能がスタート。オープンに合わせ、ファミリー・サポート・センターを含む子ども家庭支援センター、特別支援教育課、市民課(錦連絡所)が子ども未来センター内に移転。子ども総合相談受付を設置した。
◎ ○ □	平成 25 (2013) 年	3 月 子ども未来センターグランドオープン。周辺地域のにぎわい創出を目的とする「まんがぱーく」を含むすべての機能がスタート。

立川市子ども未来センターの子育て支援機能

令和3年4月現在



※各居室の状況は、I K E A子ども募金による寄付物品の確認用レイアウトであり、
 実際の使用状態とは異なります。

子ども未来センター1階 子育て支援ゾーンのご案内



令和 3 年度事業概要
子ども家庭支援センター・教育支援課
＜令和 2 年度事業報告＞

～本誌は、教育相談紀要「こぶしの花」からの通算では第 53 号です～

発行 令和 3 年 10 月

編集 立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター内
立川市子ども家庭部 子ども家庭支援センター
電話 042-528-6871
FAX 042-528-6875

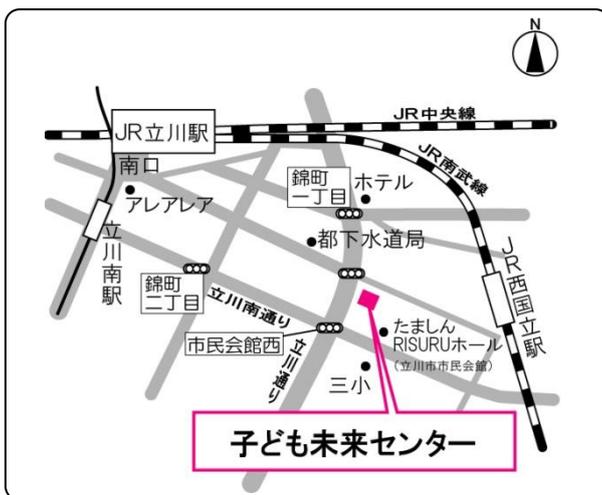
立川市教育委員会 教育部 教育支援課
電話 042-527-6171
FAX 042-528-6875

* 子ども未来センター

〒190-0022 立川市錦町3丁目2-26

受付 月～土曜日
午前9時～午後5時

休業日 日曜・祝日・年末年始



● 徒歩でお越しの場合

- 🚶 JR 中央線「立川駅」南口より約 13 分
- 🚶 JR 南武線「西国立駅」より約 7 分
- 🚶 多摩モノレール「立川南駅」より約 12 分

● 相談等でお車でお越しの場合

建物東側の暫定駐車場をご利用ください

▽ 東駐車場の入り方 ▽

